

ボゴタ規約にもとづく国際司法裁判所の管轄権

石 塚 智 佐*

- I はじめに
- II ボゴタ規約以外の多数国間裁判条約
- III ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権の設定
- IV ICJに付託された事件
- V 若干の考察
- VI おわりに

I はじめに

国際連合（以下、「国連」）の主要な司法機関である国際司法裁判所（以下、「ICJ」）は、現在、紛争の性質・紛争当事国の出身地域に限定されず、あらゆる国家間紛争を処理する権限を有する唯一の常設的な国際裁判所である。しかし、国内裁判所のような強制管轄権を有さず、自らの管轄権が成立するためには、紛争当事国の同意が必要である。したがって、一方的な請求によってICJに提訴する場合、原告となる国家は、相手国の同意があることを示すためにも管轄権の基礎となるべく法的根拠を示さなければならない¹⁾。この法的根拠には特定の形式が求められているわけではないが、当事国の同意の方法の違いによって分類することができ、付託協定や、裁判条項・裁判条約、選択条項受諾宣言、*forum prorogatum*といった類型がある²⁾。なかでも、近年注目されるのが、1948年の第9回米州国際会議において米州機構（OAS）憲章と同時に採択された「平和的解決のための米州条約（以下、「ボゴタ規約」）」³⁾という地域的裁判条約である。な

【一橋法学】（一橋大学大学院法学研究科）第9巻第2号2010年7月 ISSN 1347-0388

※ 日本学術振興会特別研究員（PD）。

- 1) ただし、ICJ規則第38条2項には、管轄権の基礎となる法的根拠を「できる限り（as far as possible）」明記すると定めており、必ずしも記す必要はない。これは、提訴後に被告国が管轄権に同意した場合である *forum prorogatum* の可能性を排除しないためである。Rosenne, Sh. (with the assistance of Ronen, Y.), *The Law and Practice of the International Court: 1920-2005 4th edition* (Martinus Nijhoff Publishers, 2006), pp. 681-682.
- 2) 杉原高嶺『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）120-128頁。

ぜんら、ボゴタ規約は採択後も長いこと締約国間で用いられなかったため、その評価として、機能停止⁴⁾、失敗⁵⁾と指摘されることもあったが、その採択から約半世紀たった現在、ようやく締約国に活用されるようになったからである。1986年に初めてICJで援用され、これまでに計8件がボゴタ規約にもとづきICJに付託されている⁶⁾。

ただし、ボゴタ規約の規定内容は、他の多数国間裁判条約とは異なり、独創的なものとなっている。それゆえ、ICJの中でも、学説においても、ボゴタ規約によるICJ管轄権の設定方法についての解釈は分かれていた。しかし、その分析はこれまでに十分に行われてきたとは言い難い。したがって、本稿では、まず、比較対象となるボゴタ規約以外の多数国間裁判条約の規定内容及びICJによる解釈を概観する(Ⅱ)。次に、ボゴタ規約の採択経緯を確認したうえで、ボゴタ規約がどのようなICJ管轄権を設定しているのかを検討する(Ⅲ)。さらに、ボゴタ規約締約国によってICJに付託された事件を概観する(Ⅳ)。そのうえで、ICJによる判断を分析し、そこから浮かび上がった問題について若干の考察を試みたい(Ⅴ)。最終的に、ボゴタ規約の活用からみるICJの将来的展望についても述べることにしたい。

Ⅱ ボゴタ規約以外の多数国間裁判条約

ボゴタ規約は、米州機構の枠組で採択された地域的裁判条約であるが、そもそも裁判条約とは、当該条項の挿入された条約の解釈または適用に関する紛争のみを裁判に付すことを義務付ける裁判条項とは異なり、締約国間に生じた紛争に関

-
- 3) American Treaty on Pacific Settlement “Pact of Bogotá,” *UNTS*, vol. 30, p. 55. 米州機構憲章及びボゴタ規約(ボゴタ条約)の日本語訳は、香西茂・安藤仁介編集代表『国際機構条約・資料集【第2版】』(東信堂、2002年)を参照する。また、ボゴタ規約関連条文一覧、規約の批准状況及び留保の内容については、本稿末尾に【資料】として載せている。
 - 4) 中村道「ボゴタ条約」国際法学会編『国際関係法辞典【第2版】』(三省堂、2005年)805-806頁。
 - 5) Valencia-Ospina, E., “The Role of the International Court of Justice in the Pact of Bogotá,” in Armas Barea, C.A. et al. (eds.), *Liber Amicorum ‘in Memoriam’ of Judge José María Ruda* (Kluwer Law International, 2000), p. 292.
 - 6) 本稿で引用したICJのすべての事件に関する訴訟資料(書面、口頭弁論記録、命令・判決、裁判官少数意見など)は、ICJの公式サイト(<http://www.icj-cij.org/>)にて入手した。

して裁判に付託することを義務付ける条約のことをいう⁷⁾。裁判条項・裁判条約の一覧は、ICJの公式サイトに掲載されているとおり数多くあるが⁸⁾、そのほとんどが裁判条項であり、裁判条約は多くない。そして、この裁判条約を、対象となる国家に応じて地理的に大別すると、一般的・地域的・二国間に分類することができるが⁹⁾、一般的ないし地域的といった多数国間裁判条約は非常に少なく、一般的裁判条約としては、1928年の「国際紛争の平和的処理に関する一般議定書（以下、「1928年議定書」）」¹⁰⁾及び同議定書を改正した1949年の「国際紛争の平和的処理に関する改正一般議定書（以下、「1949年改正議定書」）」¹¹⁾のみである（以下、2つの議定書を併せて「一般議定書」とする）。そして、地域的裁判条約として主にあるのは、ボゴタ規約と1957年に欧州審議会（Council of Europe）¹²⁾内で採択された「紛争の平和的解決に関する欧州条約（以下、「1957年欧州条約」）」¹³⁾の2つである¹⁴⁾。したがって、ボゴタ規約の規定内容と比較検討するために、まず、この2つの多数国間裁判条約の内容及びICJにおける実行について、概観することにしたい。

1. 一般議定書

(1) 採択経緯及び規定内容

第1次世界大戦後に国際連盟と共に設立された常設国際司法裁判所（以下、

-
- 7) 杉原『前掲書』（注2）123-124頁。
 - 8) <http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=4> (as of 19 May 2010)
 - 9) 杉原『前掲書』（注2）123-124頁。
 - 10) General Act for the Pacific Settlement of International Disputes, *LNTS*, vol. 93, p. 344.
 - 11) Revised General Act for the Pacific Settlement of International Disputes, *UNTS*, vol. 71, p. 101. 日本語訳は、奥脇直也編集代表『国際条約集』（有斐閣、2010年）を参照する。
 - 12) このCouncil of Europeの日本語訳については「欧州評議会」、「欧州審議会」といった用語があるが、本稿では国際法学会編集の『国際関係法辞典』にしたがい、「欧州審議会」と訳す。庄司克彦「欧州審議会」国際法学会編『前掲書』（注4）89-90頁。
 - 13) European Convention for the Peaceful Settlement of Disputes, *UNTS*, vol. 320, p. 243.
 - 14) その他にもICJの公式サイトを見るかぎり、1948年に締結されたブリュッセル条約第8条（現第10条）があり、西欧同盟（Western European Union）加盟国間の紛争はICJに付託すべきことを規定している。ただし、本規定は、当事国が選択条項受諾宣言に付した留保を除き、ICJ規程第36条2項に掲げるすべての紛争をICJに付託すると定めるのみであり、田岡が指摘するように本規定は非常に簡単かつ不十分であり、ICJで援用されたことはない。田岡良一『国際法Ⅲ【新版】』（有斐閣、1973年）114-115頁参照。

「PCIJ」は、激しい議論の末、一般的強制管轄権を有することができず、その代わり、裁判所規程第36条2項にもとづき選択条項制度を設け、強制管轄権を受諾するか否かを国家に選択させることにした¹⁵⁾。そこで、このように国際連盟において足りなかった紛争の平和的解決に関する手続を補完するため、国際紛争の平和的処理に関する一般議定書を採択するに至ったのである¹⁶⁾。同議定書は、1928年9月26日に国際連盟総会で採択され、翌1929年8月16日に発効した¹⁷⁾。その後、国際連盟とPCIJが消滅したのを受けて、1949年4月28日に必要最低限の修正¹⁸⁾を加えた改正議定書が国連総会にて採択され、1950年9月20日に発効した。

本議定書は、全部で47条からなる。第1章（第1条－第16条）は「調停」、第2章（第17条－第20条）は「司法的解決」、第3章（第21条－第28条）は「仲裁裁判」を規定し、第4章（第29条－第47条）が「一般規定」となっている。

まず、第1条¹⁹⁾において、本議定書締約国間の一切の紛争で、外交手続によって解決できなかったものは、調停手続に付託しなければならないことを定めている。そして、第17条は、

「当事国が相互にその権利を争うすべての紛争は、当事国が次条に規定する方法により仲裁裁判所に付託することに合意しない場合には、第39条に基づき付すことのある留保に従うことを条件として、裁判のために国際司法裁判所に付託される。これらの紛争には、特に国際司法裁判所規程第36条に掲げる紛争が含まれる。」

と定めており、「当事国が相互にその権利を争うすべての紛争（All disputes with regard to which the parties are in conflict as to their respective rights）」

15) 杉原『前掲書』（注2）34-38、139-144頁。

16) 田岡『前掲書』（注14）64-68頁。ただし、1924年に国際連盟総会で採択された国際紛争平和的処理議定書（ジュネーブ議定書）は、不成立に終わっている。

17) *Voit Borel, E., « L'Acte général de Genève », Recueil des Cours, tome 27 (1928), pp. 510-528.*

18) 修正の大部分は、「国際連盟」という文言を「国際連合」に、「常設国際司法裁判所」という文言を「国際司法裁判所」に置き換えただけである。田岡『前掲書』（注14）118頁。

19) 1949年改正議定書第1条「この一般議定書の2以上の締約国の間のあらゆる性質の紛争であって、外交上の手段により処理できなかったものは、第39条に基づき付することができる留保に従うことを条件として、本章に定める条件に従って調停手続に付託される。」

であって、仲裁裁判に付託することについて合意が成立した場合を除いて、すべてICJに付託しなければならないとされている。この「当事国が相互にその権利を争うすべての紛争」は法律的紛争のことを指すといわれている²⁰⁾。さらに、それ以外のすべての紛争は、第21条²¹⁾にもとづき、調停手続終了1ヶ月以内に解決しなかった場合、仲裁裁判に付託しなければならない。

ただし、本議定書はそのすべてに加入する必要はなく、調停に関する第1章及び第4章の一般規定は義務的であるものの、それに加えて司法的解決に関する第2章に加入するか、仲裁裁判に関する第3章も含むすべての規定に加入するかは国家の選択による²²⁾。また、第39条²³⁾が定める範囲内での留保も認められている。

(2) ICJに付託された事件

本議定書は、国際紛争全般に関して国際裁判への義務的付託を認める画期的な条約であったが、当初から主たる締約国は欧州諸国かコモンウェルス諸国と限定的であり²⁴⁾、PCIJでは一切援用されなかった。ICJになってからは、ノルウェー公債事件²⁵⁾、プレア・ビヘア寺院事件²⁶⁾、2件の核実験事件²⁷⁾、パキスタン人捕虜裁判事件²⁸⁾、エーゲ海大陸棚事件²⁹⁾、パキスタン対インドの1999年8月10日航空機事故事件³⁰⁾において1928年議定書が援用されたが、これまでに本議定書が管轄権の基礎としてICJに認められたことはない³¹⁾。

当事国により訴えが撤回され管轄権審理が行われなかったパキスタン人捕虜裁判事件を除くこれらの事件を時系列的に見てみると、まず、ノルウェー公債事件

20) 田岡『前掲書』(注14) 69-70頁。

21) 1949年改正議定書第21条「第17条に掲げる種類の紛争以外の紛争で、第1章に規定した調停委員会の手続の終了後1ヶ月以内に当事国間で合意の対象とならなかったすべての紛争は、第39条に基づき付することができる留保に従うことを条件として、仲裁裁判所に付託される。この仲裁裁判所は、当事国が別段の合意を行わない限り、次条以下の方法で設置される。」

22) 1949年改正議定書第38条「この一般議定書への加入は、次のいずれかについて行うことができる。

A この議定書のすべての規定(第1章、第2章、第3章及び第4章)

B 調停及び司法的解決のみに関する規定(第1章及び第2章)並びにこれらの手続に関する一般規定(第4章)

C 調停のみに関する規定(第1章)及びこれらの手続に関する一般規定(第4章)

締約国は、自国が受諾した義務と同一の範囲についてのみ、他の締約国の加入を援用することができる。」

では、当初、原告のフランスは両国の選択条項受諾宣言のみを管轄権の基礎として挙げていたが、その後の先決的抗弁に関する意見及び申立や口頭弁論の中で

-
- 23) 1949年改正議定書第39条「1. 前条に掲げる権能のほかに、締約国は、この一般議定書に加入する際に、2に限定的に列挙される留保に従うことを条件として受諾することができる。この留保は加入する際に表明されなければならない。
2. この留保は、この議定書に定める手続から次の紛争を除外するように付することができる。
(a) 留保を付す締約国の加入又はその国との間に紛争が生ずることのある他の締約国の加入のいずれかより前の事実から生ずる紛争
(b) 国際法上もっぱら国の国内管轄権内にある問題に関する紛争
(c) 特定の事件もしくは領土の地位のように明確に特定された事項に関する紛争又は明確に定められた種類に属する紛争
3. 一方の紛争当事国が留保を付している場合には、他の当事国は、この当事国に対して同一の留保を援用することができる。
4. この議定書の司法的解決又は仲裁裁判に関する規定を受諾した締約国については、この締約国が付した留保は、別段の明文の規定がない限り、調停手続には適用されないものとみなす。」
1949年改正議定書第40条「部分的な加入又は留保を付すことを条件として加入したすべての締約国は、いつでも、宣言のみにより、加入の範囲を拡大し又は留保の全部もしくは一部を撤回することができる。」
- 24) Heydte, F.A. v.d., "General Act for the Pacific Settlement of International Disputes (1928 and 1949)," in Bernhardt, R. (dir.), *Encyclopedia of Public International Law* (North-Holland, 2005), vol. 2, p. 501.
- 25) *Affaire relative à certains emprunts norvégiens* (France c. Norvege), Arrêt du 6 Juillet 1957, *C. I.J. Recueil 1957*, p. 9.
- 26) *Case concerning Temple of Preah Vihear* (Cambodia v. Thailand), Preliminary Objections, Judgment of 26 May 1961, *I.C.J.Reports 1961*, p. 17.
- 27) *Nuclear Weapon Case* (Australia v. France), Judgment of 20 December 1974, *I.C.J.Reports 1974*, p. 253; *Nuclear Weapon Case* (New Zealand v. France), Judgment of 20 December 1974, *ibid.*, p. 457.
- 28) *Case concerning Trial of Pakistani Prisoners of War* (Pakistan v. India), Removal from the list, Order of 15 December 1973, *I.C.J. Reports 1973*, p. 347.
- 29) *Affaire relative au Plateau continental de la mer Egée* (Grèce c. Turquie), Compétence de la Cour, Arrêt du 19 décembre 1978, *C.I.J. Recueil 1978*, p. 3.
- 30) *Case concerning the Aerial Incident of 10 August 1999* (Pakistan v. India), Jurisdiction of the Court, Judgment of 21 June 2000, *I.C.J.Reports 2000*, p. 12.
- 31) 1928年議定書にもとづくICJ管轄権の観点からこれらの事件を検討したものとして、以下の論文がある。Merrills, J.G., "The International Court of Justice and the General Act of 1928," *Cambridge Law Journal*, vol. 39 (1980), pp. 137-171; Tomuschat, C., "The 1928 General Act for the Pacific Settlement of International Dispute Revisited," in Ando, N. et al. (eds.), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda* (Kluwer Law International, 2003), pp. 977-994.

1928年議定書（及び両国間の仲裁裁判条約）を援用するようになった。しかし、裁判所は、それだけでは管轄権の基礎とするのに不十分であるとして、1928年議定書の援用を認めなかった³²⁾。結局、フランスの選択条項受諾宣言には国内管轄事項を除外する留保が付されており、留保の相互主義の原則にしたがい本紛争はこれに該当するとして、裁判所は本件の管轄権を否定した³³⁾。

次に、プレア・ビヘア寺院事件では、裁判所は管轄権の基礎としてもっぱら両国の選択条項受諾宣言に依拠したため、1928年議定書には触れなかった。また、2件の核実験事件では、フランスの一方的宣言により原告の請求目的は失われたとして、1928年議定書については触れずに審理を終了した。エーゲ海大陸棚事件では、1928年議定書の有効性を審理する前に同議定書に付したギリシャの留保の1つである領土の地位に関する留保が、本紛争の主題である大陸棚の問題に適用されるとして、議定書にもとづく管轄権を否定し³⁴⁾、さらにもう1つの管轄権の基礎として挙げられた共同コミュニケも裁判所の管轄権を認めるものではないとして、本件管轄権を否定した。航空機事事件では、インドは少なくとも1974年には1928年議定書を廃棄通告しているため本件提訴時には同議定書締約国ではないと判断され、選択条項受諾宣言にもとづく管轄権の有無のみを審理したうえで、結局、管轄権が否定された。

このように、1928年議定書が依然として有効であると明言したことはなく³⁵⁾、裁判所は半ば意図的にこの問題の審理を避けているようにもみえる³⁶⁾。

32) *C. I. J. Recueil 1957*, pp. 24-25. See also Rosenne, *supra* note 1, pp. 923-925.

33) ただし、ノルウェー公債事件では、1928年議定書第39条2項(b)にもとづき、フランスは国内管轄事項を管轄権から除外する留保を付していたため、結局、1928年議定書にもとづいても裁判所の管轄権は否定されていたと考えられる。Voir Opinion dissidente de M. Basdevant, *ibid.*, pp. 74-77.

34) 裁判所が、1928年議定書の有効性を審理することなく、同議定書に付したギリシャの留保の有効性を認めたことに対する批判として、尾崎重義「第八節 エーゲ海大陸棚事件」波多野里望・尾崎重義編著『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』（国際書院、1996年）144-145頁。

35) *I. C. J. Reports 2000*, pp. 23-24, para. 26. 杉原『前掲書』（注2）19頁。

36) しかし、1949年改正議定書が先の議定書に取って代わるのではなく、両議定書とも依然として当事国間で効力があるとする意見が多い。See Joint Dissenting Opinion of Judges Onyeama, Dillard, Jiménez de Aréchaga and Sir Humphrey Waldock, *I. C. J. Reports 1974*, pp. 344-345; Merills, *supra* note 31, p. 501.

1974年に英国やフランスが1928年議定書を廃棄通告するなど、一般議定書の締約国は現在も少なく、現在の締約国数は、1949年改正議定書が8カ国³⁷⁾、1928年議定書が19カ国³⁸⁾である。また、締約国のほとんどが以下で紹介する1957年欧州条約締約国であったり、ICJ規程第36条2項にもとづく選択条項を受諾していることから³⁹⁾、今後どの程度用いられるかは疑問である。

2. 1957年欧州条約

(1) 採択経緯及び規定内容

1949年に設立された欧州審議会は当初、一般的義務の管轄権を有する欧州司法裁判所の設立を計画していたが、ICJの地位を揺るがしてしまうのではないかと懸念が生じた⁴⁰⁾。その一方、欧州審議会加盟国は、非欧州人が裁判官として自分たちの紛争を裁判することにそもそも躊躇していたため、裁判官を当事国の合意で選任できる常設仲裁裁判所（以下、「PCA」）への付託を好んでいた⁴¹⁾。しかし、一般議定書は上述したように成功しなかったが、欧州国間限定ならば成功するのではと考え、欧州内での裁判条約を作成することにした⁴²⁾。作成された条約は、一般議定書と多くの類似点を含んだ内容となっているが、大きな違いとして、一般議定書が最初に調停を取り上げているのに対し、1957年欧州条約は、

37) ベルギー、ブルキナファソ、デンマーク、エストニア、ノルウェー、ルクセンブルグ、スウェーデン、オランダである。なお、ブルキナファソ以外の7カ国は1928年議定書の締約国でもある。http://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtmsg_no=II-1&chapter=2&lang=en (as of 19 May 2010)

38) 上記の7カ国以外に、オーストラリア、カナダ、エチオピア、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、ニュージーランド、パキスタン、ペルー、スイスである。

39) 2つの議定書締約国のうち、現在、ICJ規程第36条2項の選択条項を受諾していない国家は、ブルキナファソ、エチオピア、アイルランド、イタリア、ラトビアの5カ国のみである。選択条項の受諾状況は、以下のICJの公式サイトを参照。<http://www.icj-cij.org/jurisdiction/index.php?p1=5&p2=1&p3=3> (as of 19 May 2010)

40) Seldi-Hohenveldern, I., « La Convention du 29 avril 1957 », in Bardonnnet, D. (ed.), *Le Règlement pacifique des différends internationaux en Europe ; perspective d'avenir, Colloque La Haye 6-8 septembre 1990* (Martinus Nijhoff Publishers, 1991), p. 174.

41) *Ibid.*, pp. 174-175.

42) François, J.P.A., « La Convention européenne pour le règlement pacifique des différends (29 avril 1957) », *Annuaire européen de droit international*, tome 6 (1958), p. 54.

最初にICJへの付託を扱い、当該規定の受諾を条約参加の最低条件と位置付けている点である。つまり、一般議定書が、調停による紛争解決を議定書の紛争解決制度の中核に位置付けているのに対して、1957年欧州条約は、ICJによる紛争解決をその中核に位置付けているのである⁴³⁾。本条約は、1957年4月29日にストラスブールで署名され、1958年4月30日に発効した⁴⁴⁾。

本条約は、全部で41条からなる。第1章(第1条-第3条)は「司法的解決」、第2章(第4条-第18条)は「調停」、第3章(第19条-第26条)は「仲裁裁判」を規定し、第4章(第27条-第41条)が「一般規定」となっている。

まず、第1条において、

「締約国は、特に次の事項に関して相互の間に生ずるすべての国際的な法律的分争を裁判のために国際司法裁判所に付託する。

- (a) 条約の解釈
- (b) 国際法上の問題
- (c) 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
- (d) 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲」

として、ICJへの付託方法を定めている。ここで、「すべての国際的な法律的分争(all international legal disputes)」に限定し、具体的にはICJ規程第36条2項に掲げる4つに言及している点で、一般議定書第17条と似ている。そして、一般議定書と同様に、それ以外のすべての分争は、第4条⁴⁵⁾にもとづき調停手続に付

43) Wehberg, H., « La Convention européenne pour le règlement pacifique des différends », *Varia Juris Gentium Liber Amicorum J.P.A. François* (A.W.Sijhoff, 1958), pp. 394-395.

44) また、本条約には、条約起草段階でICJ規程当事国ではなかった西ドイツやイタリアという国連非加盟国がICJにアクセスしやすくするためという目的もあった。Salmon, J., « La convention européenne pour le règlement pacifique des différends », *Revue générale de droit international public*, tome 63 (1959), pp. 29-30. 実際、1957年欧州条約第3条においてICJ規程非当事国はICJに事件を付託するために必要な措置を取らなければならないと定められており、西ドイツは1961年4月18日に本条約に批准し、同年4月29日にこの条約についての分争に関してICJ管轄権を受諾する宣言を行った。*I.C.J. Yearbook 1960-1961*, p. 219.

45) 1957年欧州条約第4条「1. 締約国は、第1条に掲げる分争以外の分争で、相互の間に生ずるすべての分争を調停に付託する。
2. 但し、本条に掲げる分争の当事国は、事前に調停手続に付託せずに、仲裁裁判所にこの分争を付託することに合意することができる。」

託しなければならず、さらに調停によって解決されなかった場合、第19条⁴⁶⁾にもとづき仲裁裁判に付託しなければならない。

本条約にもとづくICJ管轄権に対する制限としては、まず、第27条において、「本条約の諸規定は、次のものには適用されない。

(a) 本条約が紛争当事国間に発効するより前の事実又は事態に関する紛争

(b) 国際法上もっぱら国の国内管轄権内にある問題に関する紛争」

と定めており、第1にICJ管轄権に対する時間的な制約を課し、第2に国内管轄事項をICJ管轄権から除外している。これは、一般議定書第39条2項(a)及び(b)に類似の規定であるが、1957年欧州条約では、一般議定書のように当事国の留保によるのではなく、条約自体に組み込んでいることが特徴的である。

また、本条約で興味深いのは第35条4項⁴⁷⁾である。この規定では、締約国がICJの選択条項受諾宣言に留保を付している場合、当該国の宣言のみ(a simple declaration)によって当該留保は同条約にもとづくICJ管轄権にも適用されるとしているのである⁴⁸⁾。

本条約も、一般議定書と同様に選択加入制である。ただし、第34条1項⁴⁹⁾にもとづき、調停に関する第2章及び仲裁裁判に関する第3章を除外することは認められているが、上述のように、ICJへの付託を定める第1章については適用の除外が認められていない。しかし、第35条⁵⁰⁾が定める範囲内での留保を付することは可能であり、ICJ管轄権に関しては、マルタが海洋紛争などを除外する留保を付している⁵¹⁾。

46) 1957年欧州条約第19条「締約国は、第1条に掲げる紛争以外の紛争で、相互の間に生じ、且つ、当事国が事前に調停に付託することに合意できず又は調停手続が失敗したために調停によって解決されなかったすべての紛争を仲裁手続に付託する。」

47) 1957年欧州条約第35条4項「締約国が、国際司法裁判所規程第36条2項に従い国際司法裁判所の強制管轄権を留保を付したうえで受諾する場合、又はこの留保を修正する場合には、この締約国は、宣言のみにより、且つ、本条1、2の規定に従うことを条件として、本条約にも同一の留保を付することができる。…」

48) Rosenne, *supra* note 1, p. 651.

49) 1957年欧州条約第34条1項「いずれの締約国も、批准書の寄託の際に、その受諾が次のいずれかに及ばないことを宣言することができる。

(a) 仲裁裁判に関する第3章

(b) 調停及び仲裁裁判に関する第2章及び第3章」

なお、ICJ判決の履行に関しては、第39条⁵²⁾において、一方の紛争当事国がICJ判決によって課された義務を履行しない場合には、他方の紛争当事国は、欧州審議会閣僚委員会に付託することができる」と規定されている。これに類似する規定は一般議定書には存在せず、地域的国際組織内で設立された条約ということもあり、後述のボゴタ規約と同様に地域的機関による解決を優先させているのである。

本条約が採択された当初、当時の欧州審議会加盟国はすべて署名したが、批准状況は一般議定書同様、こちらも芳しくなかった。その後、欧州審議会自体の加盟国数は徐々に増加し、現在、47カ国に及ぶが、本条約締約国は14カ国⁵³⁾にとどまる。なお、5カ国⁵⁴⁾は署名したものの批准していない。

(2) ICJに付託された事件

本条約も、採択後しばらくの間締約国に用いられなかったが⁵⁵⁾、採択から半世

-
- 50) 1957年欧州条約第35条1項「いずれの締約国も、本条約の適用から、特定の事件もしくは領土の地位のように明確に特定された事項に関する紛争又は明確に定められた種類に属する紛争を除外する留保のみ付することができる。いずれかの締約国が留保を付している場合には、他の当事国は、この当事国に対して同一の留保を援用することができる。」
同条3項「本条4の場合を除き、いずれの留保も本条約の批准書の寄託の際に付されなければならない。」
1957年欧州条約第36条「部分的な受諾又は留保を付すことを条件として受諾したすべての締約国は、いつでも、宣言のみにより、受諾の範囲を拡大し又は留保の全部もしくは一部を撤回することができる。」
これらの規定は、順に、一般議定書第39条2項(c)及び3項、1項、第40条の内容と類似している。
- 51) 本条約の批准状況や留保の内容に関しては、以下の欧州審議会の公式サイト内に記されている。<http://conventions.coe.int/treaty/Commun/ListeDeclarations.asp?NT=023&CM=0&DF=&CL=ENG&VL=1> (as of 19 May 2010)
- 52) 1957年欧州条約第39条「1. 締約国は、当事国となった紛争に関する国際司法裁判所の判決又は仲裁裁定に従う。
2. 一方の紛争当事国が国際司法裁判所の判決又は仲裁裁定によって課された義務を履行しない場合には、他方の当事国は、欧州審議会閣僚委員会に付託することができる。必要な場合、閣僚委員会は出席する権利を有する代表の3分の2の多数決によって、上記の判決又は裁定の履行を確保するための勧告をすることができる。」
- 53) これらの国は、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、スロヴァキア、スウェーデン、スイス、英国である。
- 54) フランス、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、トルコである。

紀近く経った2001年に付託されたリヒテンシュタイン対ドイツのある種の財産事件⁵⁶⁾で初めて援用された。本件は、1945年にチェコ・スロヴァキアの大統領令によりドイツ人の財産を没収した際に、リヒテンシュタイン国民（当時の元首フランツ・ヨーゼフ2世含む）の財産も没収されたことに関して、リヒテンシュタインがドイツを相手取りICJに提訴した事件である⁵⁷⁾。当該財産が1991年にドイツ国内に貸し出されたことを受けて、息子の現元首ハンス・アダム2世がドイツ国内裁判所に返還を求めたが、救済されなかったため、リヒテンシュタインは、国際法違反の認定と賠償を求めて、2001年にICJに一方的に提訴した。管轄権の基礎として、リヒテンシュタインは1957年欧州条約第1条を挙げている。

これに対して、ドイツは先決的抗弁を提起したが、1957年欧州条約の内容に関して特に問題となったのは、本件に関する事実は、両国間で1957年欧州条約が有効になる1980年2月18日より前に起きたものであるため本条約第27条(a)にしたがい管轄権がないという主張であった。ICJは、2005年2月10日の先決的抗弁判決において、選択条項受諾宣言に付された本条約第27条(a)と類似の内容の時間的留保の解釈が争われた先例を引用したうえで、本条約の解釈を同様に行うことを可能とした。そのうえで本件に照らし合わせ、まず紛争自体はドイツ国内裁判所判決によって引き起こされたことに争いはないとしたが、第27条の規定では、紛争の淵源あるいは真の要因となる事実又は事態は何かが重要であるため、裁判所は、それは、1945年の大統領令と1952年の処理協定にあると判断した。したがって、1957年欧州条約第27条の時間的留保に当てはまるため当該抗弁を認容し、本件の管轄権を否定したのである⁵⁸⁾。

本件は、フォーラム・ショッピングとの指摘もあるが⁵⁹⁾、本件によって1957

55) ただし、北海大陸棚事件では、本条約を基に付託協定が作成された。また、イタリアとオーストリアは、1971年、本条約を基に南チロルの少数民族の地位に関する紛争についてICJに付託するための協定を締結したが、批准されなかった。Ginther, K., "European Convention for the Peaceful Settlement of Disputes," in Bernhardt (dir.), *supra* note 24, p. 188.

56) *Case concerning certain property* (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment of 10 February 2005, *I.C.J. Reports 2005*, p. 6.

57) 本件の詳細に関しては、以下の論文を参照。玉田大「国際司法裁判所 特定財産事件（先決的抗弁判決 2002年2月10日）」『岡山大学法学会雑誌』第55巻1号（2005年）39-56頁。

年欧州条約の存在がクローズアップされることとなった。その影響もあってか、2008年にはドイツがイタリアを相手取り本条約第1条にもとづきICJに提訴し、現在係属中である⁶⁰⁾。なお、ドイツは、ICJの選択条項を受諾するよう指示する欧州審議会の勧告にもとづき、数十年におよぶ国内協議の結果、留保付きではあるがICJになって初めて選択条項を受諾した⁶¹⁾。

以上、一般議定書と1957年欧州条約は、類似の規定を多く有していることがわかる。

-
- 58) *I.C.J. Reports 2005*, pp. 19-27, paras.28-52. なお、少数意見において、小和田裁判官は、1957年欧州条約と選択条項受諾宣言に付される時間的留保に差異はないと述べ (Dissenting Opinion of Judge Owada, *ibid.*, pp. 52-54, paras.17-19.)、Elaraby裁判官は文言に微妙な差異があるとして、1957年欧州条約の文言の方がより広義であるとして、違う解釈が必要だったかもしれないと述べている (Dissenting Opinion of Judge Elaraby, *ibid.*, p. 41, paras.5-6.)。
- 59) 本紛争において、ハンス・アダム2世は、ICJ付託前に個人の資格でドイツを相手取り欧州人権裁判所に訴え、棄却されている。 *Case of Prince Hans-Adam II of Liechtenstein v. Germany*, European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment of 12 July 2001, Application No. 42526/98. また、父親であるフランツ・ヨーゼフ2世も1950年代にチェコ・スロヴァキア国内裁判所に訴えたが、棄却されている。つまり、個人レベルの訴訟は尽きていたため、国家の資格でICJに提訴したと考えられる。また、チェコは1957年欧州条約締約国でもなくICJ規程第36条2項の選択条項も受諾していないため、チェコとの間に管轄権の基礎となるものはなかった。そのため、リヒテンシュタイン公家に残された唯一の救済手段がドイツに対するICJでの訴訟だったのである。 *See Delmartino, B., "The End of the Road for the Prince? Sixty Years after the Czechoslovak Confiscation of Liechtenstein Property," Leiden Journal of International Law*, vol. 19 (2006), pp. 441-458.
- 60) なお、本紛争は第2次世界大戦中の出来事に関わるものであるが、ドイツは、本紛争が生じたのは2004年3月11日のイタリア国内裁判所判決であるとして、1957年欧州条約第27条の時間的留保に当てはまらないと述べている。また、両国の政府間協議の結果採択された2008年11月18日の共同宣言において、イタリア政府もドイツが本問題をICJに持ち込むことを尊重する意思を表明しており、今後の進展が待たれるところである。 *Application Instituting Proceedings of Germany*, 23 December 2008, *Affaire relative aux immunités juridictionnelles de l'État* (Allemagne c. Italie), pp. 6 and 13.
- 61) Tams, C.J. and Zimmermann, A., "The Federation Shall Accede to Agreements Providing for General, Comprehensive and Compulsory International Arbitration: The German Optional Clause Declaration of 1 May 2008," *German Yearbook of International Law*, vol. 51 (2009), pp. 391-416. ドイツはPCIJ時代に受諾していたが、ナチス政権下で同宣言を撤回していた。

Ⅲ ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権の設定

1. 採択経緯及び規定内容

伝統的に、米州諸国は国際裁判の利用に熱心であった⁶²⁾。1899年の第1回ハーグ平和会議には米州からは米国とメキシコしか参加していなかったが、1907年に開かれた第2回ハーグ平和会議にはラテン・アメリカ諸国も参加し、その際に採択された国際紛争平和的処理条約に加入し、同条約によって設立されたPCAも利用していた⁶³⁾。さらに、コスタリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドルの5カ国が1907年には初の常設国際裁判所である中米司法裁判所を設立させるなど、紛争を国際裁判の手段によって解決することに熱心であった⁶⁴⁾。また、第1次世界大戦後にPCIJが設立されてからは、裁判所の強制管轄権を認める選択条項を積極的に受諾するなど⁶⁵⁾、地域の紛争を地理的に普遍的な国際裁判所に委ねることに抵抗を持っていなかった。そして、新たにPCIJが国際連合の主要な司法機関としてICJとなったことを契機に、より積極的に利用するために包括的な裁判条約を作成することにしたのである⁶⁶⁾。

1948年の第9回米州国際会議において創設された米州機構は、北米及びラテン・アメリカ諸国の政治的・経済的・文化的協力を促進するための総合的な地域的国際組織であり、国連においては「地域的機関」である⁶⁷⁾。米州機構はその目的の1つとして、「米州諸国間の紛争の平和的解決」（米州機構憲章第2条c）を

62) Yepes, J.M., « La contribution de l'Amérique latine au développement du droit international public et privé », *Recueil des Cours*, tome 30 (1930), pp. 752-775.

63) PCAの利用状況については、拙稿「近年における常設仲裁裁判所（PCA）の展開(1)」『一橋法学』第6巻2号（2007年）491-492頁参照。

64) ただし、本裁判所は任務が10年と定められており、10件の紛争を扱ったのみで、任務を終えている。See Hudson, M.O., "Chapter 3. The Central American Court of Justice," *The Permanent Court of International Justice A Treatise* (The Macmillan Company, 1934), pp. 35-67.

65) たとえば、1930年の時点で、ブラジル、ドミニカ、グアテマラ、ハイチ、ニカラグア、パナマ、ペルー、エルサルバドル、ウルグアイが選択条項を受諾している。Seventh *Annual Report of the PCIJ, Series E, No.7*, p. 158.

66) Gomez-Robledo V. A., « Le Traité américain de règlement pacifique et la Cour internationale de Justice », *Annuaire français de droit international*, tome 41 (1995), pp. 365-367.

67) 中村道「米州機構の平和維持機能と国際連合」『国際機構法の研究』（東信堂、2009年）（初出『法学論叢』第80巻6号（1967年）・第81巻2号（1967年））151頁。

掲げたが、具体的な規定は憲章内には設けず、憲章第23条（現第27条）⁶⁸⁾に「特別の条約（a special treaty）」を締結すると規定するに留まった。ここに規定された「特別の条約」にもとづき、米州機構憲章採択と同時に成立したのがボゴタ規約である。なお、この規約はそれまでに存在した9つの平和的解決に関する条約を統合し総合的に発展させたものであった⁶⁹⁾。

ボゴタ規約は、全部で60条からなる。第1章（第1条－第8条）が「平和的手段による紛争解決の一般的義務」として一般的な平和的解決義務を定めている。続いて、第2章（第9条－第14条）が「周旋及び仲介手続」、第3章（第15条－第30条）が「調査及び調停手続」、第4章（第31条－第37条）が「司法的手続」、第5章（第38条－第49条）が「仲裁手続」となり、各紛争解決手続を定めている。そして、第6章（第50条）が「判決の履行」、第7章（第51条）が「勧告的意見」、第8章（第52条－第60条）が「最終規定」となっている。

このように、ボゴタ規約第4章「司法的手続」が第31条から第37条までの7つの条文を設けており、ここで、ボゴタ規約におけるICJ管轄権の設定方法について定めている。

まず、ICJへの付託方法は、第31条と第32条の2つの条文において規定されている。

第31条は、

「国際司法裁判所規程第36条2項に従って、締約国は、次の事項に関して相互の間に生ずるすべての法律の性質の紛争についての裁判所の管轄を他の米州国に対する関係において、本条約が有効である限り当然に且ついかなる特別の合意の

68) 米州機構憲章第27条「米州諸国間の紛争が妥当な期間内に最終的解決に達しないことのないように、紛争解決の適切な手段を設定し、且つ、それぞれの平和的手段の適当な手続を定めるため特別の条約を締結する。」

69) 中村道「米州機構における紛争の平和的解決—米州平和委員会の展開を中心に—」『前掲書』（注67）（初出『国際法外交雑誌』第76巻6号（1978年）・第80巻1号（1981年）321-322頁。

ただし、規約第58条にもとづき、ボゴタ規約の締結によってこれらの条約が当事国間で効力を失うものとされている一方、ボゴタ規約を批准していない国家に関しては、これらの条約が依然として有効である。9つの条約の詳細に関しては以下の論文を参照。色摩力夫「米州における平和維持体制」『外務省調査月報』第1巻8号（1960年）13-14頁。

必要もなく義務的であると認めることを宣言する。

- (a) 条約の解釈
- (b) 国際法上の問題
- (c) 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
- (d) 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲

と規定している。本条は、「国際司法裁判所規程第36条2項に従って」と明記されてあるとおり、その内容は選択条項制度を定めるICJ規程第36条2項と類似している。主な違いといえば、まず、ICJ規程第36条2項が「同一の義務を受諾する他の国 (any other state accepting the same obligation)」としているのに対し、ボゴタ規約第31条が「他の米州国 (any other American State)」と対象を制限している点である⁷⁰⁾。さらに、ICJ規程では「いつでも宣言することができる (may at any time declare)」としているが、ボゴタ規約は「宣言する (declare)」と断定している。そして、ボゴタ規約は、「本条約が有効である限り (so long as the present Treaty is in force)」という時間的な制限も設けている。また、ICJ規程では「すべての法律的紛争 (all legal disputes)」とし、ボゴタ規約では「すべての法律的性質の紛争 (all disputes of a juridical nature)」としているが、これは同趣旨だろう。なお、一般議定書第17条もICJ規程第36条に言及し、1957年欧州条約第1条もICJ規程第36条2項の掲げる4つの種類に言及しているが、どちらの規定も「国際司法裁判所規程第36条2項に従って」や「宣言」という文言は用いていない。

次に、第32条では、

「本条約であらかじめ設定された又は当事国の合意による調停手続が解決をもたらさず、且つ、この当事国が仲裁手続に合意しない場合には、いずれの当事国も、裁判所規程第40条で定められた方法により国際司法裁判所に提訴する権利を有する。裁判所は、裁判所規程第36条1項に従って強制管轄権を有する。」

70) Jiménez de Aréchaga, E., "The Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice Under the Pact of Bogota and the Optional Clause," in Dinstein, Y. (ed.), *International Law at a Time of Perplexity- Essays in honour of Shabtai Rosenne* (Kluwer Academic Publishers, 1989), p. 356.

と規定している。ここでもICJ規程の条文が2つ引用されている。まず、ICJ規程第40条はICJへ事件を提起する手続を定めており、第36条1項は、当事者が付託する事件と現行諸条約に規定する事項に対してICJが管轄権を有することを定めている規定である。

その次の第33条は、ICJに管轄権決定権があることを規定している。

そして、ICJ管轄権に対する制限として、第34条が、

「裁判所が本条約の第5条、第6条及び第7条に掲げる理由により紛争を審理する管轄権がないと宣言した場合には、そのような紛争は終了したと宣言される。」

と規定している。ここで示される3つの条文の内容とは、まず、1つ目の第5条は、
「前記の諸手続は、その性質上、国の国内管轄権内にある事項に対して適用されてはならない。紛争が国内管轄事項に関するものであるかどうかについて当事国が合意できない場合には、この先決問題は、いずれかの当事国の要請に基づいて、裁判のために国際司法裁判所に付託される。」

と定めている。

続いて2つ目の第6条は、

「前記の諸手続は、さらに、当事国間の取極もしくは仲裁裁定もしくは国際裁判所の判決によって既に解決された事項、又は本条約の締結時に有効な協定もしくは条約によって規律される事項に対して適用されてはならない。」

と定めている。つまり、当事国間の取極 (arrangement between the parties) や仲裁裁定 (arbitral award) もしくは国際裁判所の判決 (decision of an international court) によって既に解決された事項、またはボゴタ規約締結時に有効な協定 (agreements) ないし条約 (treaties) によって規律される事項を除外すると規定している。なお、第5条及び第6条がいう「前記の諸手続」とは、「本条約の平和的手続」を指す。また、第4条では、平和的手続の併用禁止が定められている。

最後に3つ目の第7条は、

「締約国は、自国民がそれぞれの国の権限ある国内裁判所にその訴えを提起する手段を利用できた場合には、自国民を保護するために外交上の申立てを行わず、又は、その目的のため紛争を国際裁判所に付託しないことを約束する。」

と定めており、外交的保護に関する規定を設けている。

この3つの理由以外でICJが管轄権を有しないと宣言した場合には、第35条にもとづき、その紛争は本規約で定められた仲裁裁判に付託されなければならない。最後に、第36条と第37条は、ICJにおける手続について定めている。

また、ICJ判決の履行に関しては、第6章「判決の履行」の第50条で、一方の当事国がICJ判決によって課される義務を履行しない場合は、国連安全保障理事会に付託する前に、米州機構の外務大臣協議会議⁷¹⁾を提議し履行確保のための適切な措置を協定するよう求めることを義務付けており、1957年欧州条約と同様に、国連憲章第94条とは別個の制度を有している。なお、第55条にもとづき、加入時に本規約に留保を付すことは認められているが、その後の留保の撤回は認められているものの新たに留保を付すことは認められていない(第54条)⁷²⁾。また、ボゴタ規約を廃棄するには1年間の通知が必要である(第56条)。

本規約は、1948年4月30日に採択され、1949年5月6日に発効した。ボゴタ規約採択時には、第9回米州国際会議に参加した21カ国すべてがこの規約に署名したが⁷³⁾、署名から10年ほど経た1960年の時点で、批准した国家は、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ及びウルグアイの9カ国だけであった。そして、ブラジル、チリ、コロンビア、パラグアイ及びペルーの5カ国は1960年代によく批准した。1970年の時点で、アルゼンチン、ボリビア、キューバ、エクアドル、グアテマラ、米国及びベネズエラの7カ国は署名のみにとどまった⁷⁴⁾。また、チリ、ニカラグア、パラグアイ及びペルーは締約国となったものの、一部の規定に対して留保を付していた。

71) 米州機構憲章第61条「外務大臣協議会議は、米州諸国にとって緊急であり且つ共通の利害関係がある問題を審議し並びに協議機関としての任務を行うため開催する。」

72) 条約法条約第19条にもとづき、条約の留保は条約への署名・批准等の加入の際しか認められていないからである。他方、選択条項受諾宣言の留保は宣言後も修正可能である。See Jiménez de Aréchaga, *supra* note 70, p. 357.

73) 中村「前掲論文」(注69) 323頁。ただし、【資料】に載せているように、8カ国が留保を付している。

74) なお、米州機構総会は、本条約の利用状況の少なさにかんがみて米州法律委員会が作成した米州平和的解決条約の草案を承認したが、必要数の批准が得られなかった。中村「前掲論文」(注4) 806頁。

2. ボゴタ規約の評価

採択時から実際にICJに事件が付託されるまでの1980年頃までの学説をみてみると、ボゴタ規約全体に関する評価は以下のようにほぼ同じであるものの、ICJ管轄権の設定方法に関しては、かなり解釈が分かれていることがわかる。

(1) 規約全体について

ボゴタ規約は、あらゆる紛争の平和的解決手続を網羅した包括的な条約であり、全体としては、その試みを評価する向きが多い。ただし、たとえば、川島が、「ボゴタ規約の最大の特徴は非常に斬新ではあるが、従ってまた、国際社会の現実に十分に合致していない」⁷⁵⁾と指摘しているように、その試みが当時の国際法に合致するものではないという危惧ももたれていた。たとえば、直接交渉で解決することのできない紛争はすべて本規約の平和的手続に付すように義務付け、国内管轄事項や外交的保護に関しても当時の国際法で認められているであろう一般原則をある程度修正するような規定を設けているからである⁷⁶⁾。

また、本規約の大きな特徴は、一般議定書や1957年欧州条約をはじめ、通常の紛争処理条約というのは、紛争を「法律的紛争」、「非法律的紛争」と区別し、前者はICJに、後者は調停ないし仲裁裁判にと適用されるべき手続を分けていたが、本規約ではこのような区別をせず、あらゆる紛争に適用されるべき包括手続を設けている点である⁷⁷⁾。しかし、その反面、ボゴタ規約は、あらゆる紛争を「平和的に」「解決」することを追求した結果、理論的に様々な問題を抱えるようになり、現実に用いられる機会がほとんどないだろうとも思われていた⁷⁸⁾。したがって、第9回米州国際会議の全参加国がボゴタ規約採択に署名したにもかかわらず、批准国が少なく、署名の際にも留保が多かったのだが、その点からはボゴタ規約が成功したとは言い難い⁷⁹⁾。

このように、ボゴタ規約には柔軟性が欠けていることから、その実効性を疑問

75) 川島慶雄「米州機構の安全保障制度」『阪大法学』第47号(1963年)62-63頁。

76) 同上、63頁。

77) 同上、54頁。

78) 色摩「前掲論文」(注69)665頁。

79) Turlington, E., "The Pact of Bogota," *American Journal of International Law*, vol. 42 (1948), p. 611.

視する意見が多かった。しかも、米州機構の紛争解決は、米州機構憲章第27条の「特別条約」たるボゴタ規約に全面的に委ねられており、ボゴタ規約が機能しなくなるということは、すなわち米州機構における紛争解決機能の喪失を意味していた⁸⁰⁾。その不備を補うためにも、米州機構憲章及びボゴタ規約と同時に採択された米州相互援助条約（リオ条約）や、米州機構憲章にもボゴタ規約にも規定されていない米州平和委員会が活用されるようになったのである⁸¹⁾。

(2) ICJ管轄権について

ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権の設定方法について、つまり、第31条と第32条の解釈について、重複する面もあるが、以下のように分けることができる。

まず、ボゴタ規約第31条を、ICJ規程第36条2項の選択条項受諾宣言と同一の管轄権を義務付けるとする解釈である。たとえば、川島は、「締約国は、まず、他の米州国との関係において、国際司法裁判所規程第36条2項のいわゆる選択条項を受諾することを宣言している（第31条）」⁸²⁾と述べている。また、色摩も、「法的性質を持つすべての紛争（ボゴタ規約第31条）。これは、国際司法裁判所規程第36条2項の、いわゆる選択条項の受諾を義務的とするものである」⁸³⁾と述べることにより、第31条によりICJ管轄権を義務付けていると解釈している。ただし、両教授とも簡潔に述べるにとどまっており、その文面からは、ボゴタ規約締約国は別個に選択条項受諾宣言を行わなくてもICJの選択条項を受諾したことになるのか、あるいは、別個に宣言を行うことを義務付けているのか等の問題は明確ではなく、本規約と選択条項受諾宣言の関係性などは読み取ることはできない⁸⁴⁾。

次に、ボゴタ規約第32条を、非法律的紛争に関するICJへの付託方法とみなす

80) 中村「前掲論文」(注69) 322頁。

81) これらの活動については、同上、324-361頁。なお、米州平和委員会は、ボゴタ規約に示される紛争の平和的手続よりも柔軟な活動ができることもあり、米州における紛争の平和的解決を支え、ボゴタ規約の欠陥を補充しているとされている。川島「前掲論文」(注75) 65頁。

82) 川島「前掲論文」(注75) 57頁。なお、川島は、第32条に関しては、「和解手続または当事国の合意により解決が得られない場合で、しかも当事国間に仲裁手続について合意が成立しない場合には、一方の当事国は国際司法裁判所にたよる権利をもつべきものとされ、裁判所は裁判所規程第36条1項に従い義務的管轄権をもつものとされる」と述べている。

83) 色摩「前掲論文」(注69) 668頁。

解釈である。たとえば、色摩は、上記のように第31条は「法的性質をもつすべての紛争」に適用されるとしたうえで、第32条は「調停が失敗し、かつ、仲裁裁判について意見が一致しないとき」に適用され、政治的紛争が付託されることがありうると述べている⁸⁵⁾。また、De Waartも、第32条によって、ICJ管轄権はあらゆる紛争にも及ぶことになると指摘し、その根拠として挙げているのは、ICJ規程第36条1項及び第40条の規定内容であるという⁸⁶⁾。さらに、Turlingtonは、ボゴタ規約は、ICJ規程第36条2項の範囲内のすべての法律的紛争に対して強制的管轄権を認め、また、調停や仲裁手続に合意しなかった場合にも紛争をICJに付託することができ、後者は非法律的な問題にも適用される強制管轄権であるとみなしているようである⁸⁷⁾。

他方、これらの2つの考えとはまったく異なる解釈もあった。その解釈とは、2つの条文を合同して解釈し、ボゴタ規約第32条を、第31条にもとづくICJ管轄権に対する制限ないし条件とみなすものである。たとえば、ボゴタ規約採択時の米州機構事務総長であったLlerasは、「本条約は平和的解決手段の論理的制度を設けており、国家がその中から選択することができる。しかし、この適用が解決に至らず、仲裁手続に付託することへの当事国の合意に達しないまま調停段階が終了した場合、一方の当事国が規程第36条にもとづき強制管轄権を有する国際司法裁判所に訴えることができる」⁸⁸⁾と述べている。また、R.-J.Dupuyは、「ボゴタ規約は第4章第31条において、裁判所の強制管轄権を規定する。ICJ規程第36条2項に依拠し、あらゆる法律的紛争に関するICJの管轄権を義務的なものとみなす。交渉が失敗あるいは仲裁手続への付託に合意しなかった際に、紛争当事国の一方が他方をICJに訴えることができる」⁸⁹⁾と述べ、Connell-Smith⁹⁰⁾やInter-

84) また、香西・安藤編『前掲書』(注3)429頁にも、第31条のタイトルに「選択条項の受諾」、第32条には「国際司法裁判所の強制管轄権」としている。日本の文献をみるかぎり、このような解釈が一般的のようである。

85) 色摩「前掲論文」(注69)668-669頁。

86) De Waart, P.J.I.M., *The element of negotiation in the pacific settlement of disputes between states—An analysis of provisions made and/or applied since 1918 in the field of the pacific settlement of international disputes* (Martinus Nijhoff Publishers, 1973), pp. 95-96.

87) Turlington, *supra* note 79, pp. 610-611.

88) Lleras, A., "Reports on the Ninth International Conference of American States," *Annals of the Organization of American States*, vol. 1 (1948), p. 48.

American Institute of International Legal Studies⁹¹⁾が編纂した2冊の米州機構制度研究の体系書においても、「紛争当事国は、調停または仲裁手続に関する合意が失敗した場合にのみICJに訴えることができる」とされている。そして、田岡は、「本条約締約国間の紛争で国際司法裁判所規程第36条2項の4種類の紛争に該当するものは、調停手続によって解決されなかった場合、そして第5章の仲裁裁判に付する当事国間の合意もなかった場合には、国際司法裁判所の管轄に属せしめられ、国際司法裁判所はこの紛争にたいして強制的管轄権をもつ」⁹²⁾と述べており、これらの学者は、ボゴタ規約にもとづきICJが管轄権を有するには、①調停手続によって解決しない、②仲裁手続に付託する合意ができない、という2つの条件を満たすことが必要だと主張しているのである。

また、田岡は、西欧同盟によるブリュッセル条約や、1957年欧州条約にある「選択条項受諾宣言に付した留保を本条約が規定するICJ管轄権にも適用する」という趣旨の規定はボゴタ規約には明記されていないが、「同趣旨であろうと思う」⁹³⁾として宣言国が付した留保がボゴタ規約の管轄権にも影響を与えると考えているようである。ただし、この管轄権設定が第36条2項の枠組みに組み込まれるの可否かについては触れていない。

このように、一見すると他の2つの多数国間裁判条約と大して変わらないように見えるボゴタ規約によるICJ管轄権の設定方法が、採択後の学説を見てみると大きく分かれていることがわかる。ただし、どの学説を見ても、管轄権の設定方法について、第31条と第32条の2つの条文が設けられていること自体を問題視しているわけではないようである。

89) Dupuy, R.-J., *Le nouveau panaméricanisme, l'évolution du système inter-américain vers le fédéralisme* (Pedone, 1956), pp. 172-173.

90) Connell-Smith, G. (Issued under the auspices of the Royal Institute of International Affairs), *The Inter-American System* (Oxford University Press, 1966), p. 211.

91) Inter-American Institute of International Legal Studies, *The Inter-American System, Its Development and Strengthening* (Oceana Publishers, 1966), pp. 78-79.

92) 田岡『前掲書』(注14)115-116頁。

93) 同上、117頁。

IV ICJに付託された事件

ICJにおいて、ボゴタ規約にもとづき提訴された8つの事件のうち、管轄権の審理を行わないまま訴えが撤回されたニカラグア対コスタリカの国境の武力行動事件⁹⁴⁾及びホンジュラス対ブラジルの外交関係に関するある種の問題⁹⁵⁾を除いた6件について、管轄権が争われたか否かで分類したうえで、時系列順に検討したい。

1. 管轄権が争われた事件

ボゴタ規約にもとづいて付託された事件で、管轄権が争われた事件は以下の2件である。

(1) 国境の武力行動事件（ニカラグア対ホンジュラス）⁹⁶⁾

本件は、1980年以降悪化した両国間の国境付近の武力紛争が国際法に違反するとして、1986年7月28日、ニカラグアが、ホンジュラスを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、ニカラグアはボゴダ規約第31条と両国の選択条項受諾宣言を挙げている。ただし、ホンジュラスは、本件が付託される約2ヶ月前の1986年5月22日に、特段の留保のなかったこれまでの選択条項受諾宣言を修正し、具体的かつ詳細な留保を加えている。この留保の1つによって、軍事的またはこれに類似する行動から生じた事態でホンジュラスの領域に影響を与える紛争などが除外されていた⁹⁷⁾。他方、ボゴタ規約に対して、ホン

94) 本件は、対ホンジュラスの国境の武力行動事件付託と同時に、ニカラグアがコスタリカに対して同様の紛争に関して、ボゴタ規約第31条と両国の選択条項受諾宣言にもとづき提訴した事件である。しかし、1987年8月7日に中米5カ国の大統領により協定（エスキプラスⅡ）が採択されたことをうけたニカラグアの要請にしたがい、同月19日に総件名簿から削除された。*Case concerning Border and Transborder Armed Actions (Nicaragua v. Costa Rica), Removal from the list, Order of 19 August 1987, I.C.J. Reports 1987, p. 182.*

95) 本件は、2009年10月28日、在ホンジュラス・ブラジル大使館によるホンジュラス大統領の保護に関して、ホンジュラスがブラジルを相手取りICJに提訴した事件である。ホンジュラスは管轄権の基礎としてボゴタ規約第31条を挙げているが、そもそも請求訴状を提出したホンジュラス政府の正統性などが疑問視されており、結局、ホンジュラスからの要請により、2010年5月12日に総件名簿から削除された。*Certaines questions en matière de relations diplomatiques (Honduras c. Brésil), Radiation du rôle, Ordonnance du 12 mai 2010.*

96) *Affaire relative à des actions armées frontalières et transfrontalières (Nicaragua c. Honduras), Compétence de la Cour et Admissibilité de la Requête, Arrêt du 20 décembre 1988, C.I.J. Recueil 1988, p. 69.*

ジュラスは留保を付していなかった。

ニカラグアの提訴に対して、ホンジュラスは、管轄権及び受理可能性に関する計7項目の抗弁を提起した。まず、請求の受理可能性に関して、①本請求は、政治的動機にもとづく作弄的なものであり、裁判所はその司法的性格に照らして審理することができない、②本請求は漠然としており、主張は特定されていない、③ニカラグアは、本紛争が当事国の直接交渉によって解決できなかったことを立証しておらず、したがってボゴタ規約の定める前提条件を満たしていない、④ニカラグアは、コンタドーラ・プロセスをボゴタ規約第2条にいう「特別の手續」と認めているので、同規約第4条及び信義誠実の基本的考慮によりそのプロセスが終了するまでは他の手續を開始することができない、という抗弁を提起した。

そのうえで、ホンジュラスは、裁判所の管轄権に関して、①本紛争は、1986年5月22日のホンジュラスの選択条項受諾宣言に付された留保によって、本件の管轄権の基礎がボゴタ規約第31条またはICJ規程第36条2項のいずれによる場合であっても、裁判所の管轄権から除外される、②ボゴタ規約第32条は(a)調停手續が解決をもたらさず、(b)当事国が仲裁手續に合意しない場合を除いては一方的付託を認めておらず、本件ではどちらも満たされていないため、この第32条から独立して第31条を管轄権の基礎として援用することはできない、③ボゴタ規約締約国は、同規約第32条で上述(a)及び(b)の条件が満たされた場合にのみ一方的付託ができると合意しており、本件の場合にはそれに該当しないためICJ規程第36条1項にもとづく管轄権は認められない、という抗弁を提起した⁹⁸⁾。つまり、本件で当事国間が特に争ったのは、ボゴタ規約にもとづく管轄権の設定方法と、本規約と選択条項受諾宣言との関係であった。

1988年12月20日、裁判所は管轄権及び受理可能性に関する判決を下した。ホンジュラスは請求の受理可能性の問題を管轄権の問題の前に挙げているが、裁判所は先に管轄権の問題を審理して、必要な場合に受理可能性の問題に関して審理することにした⁹⁹⁾。

97) *I.C.J. Yearbook 1985-1986*, pp. 71-72.

98) *C.I.J. Recueil 1988*, pp. 73-74, para. 13.

99) *Ibid.*, p. 75, para. 15.

まず、ボゴタ規約にもとづく管轄権について、ボゴタ規約第31条において、「国際司法裁判所規程第36条2項に従って」という文言があるが、本規約第31条はICJの選択条項制度とは別の独自の管轄権の基礎となるとして、①の抗弁を却下した。つまり、ボゴタ規約締約国が選択条項受諾宣言に留保を付していても、その留保は規約第31条の管轄権に適用しないと判断したのである。さらに裁判所は、規約第31条にもとづく管轄権は、第5条、第6条及び第7条の規定と第55条にもとづく本規約に対する留保によってのみ制限される、と述べた。したがって、ボゴタ規約第31条にもとづく管轄権の審理の際に、ホンジュラスの1986年に選択条項受諾宣言に付した留保の影響を考慮する必要はないと判断した¹⁰⁰⁾。

次に、ボゴタ規約第32条について、第31条と第32条を一括して読むべきであり、第32条の条件にしたがわないと第31条によるICJへの付託ができないというホンジュラスの主張に対して、裁判所は、*travaux préparatoires*を見ても第31条と第32条は別個のものであるとして、ニカラグアは第31条にもとづき付託しているので、第32条を審理する必要はないと結論付け、管轄権に関する②と③の抗弁を却下した¹⁰¹⁾。

続いて、受理可能性に対する抗弁について、①の抗弁について、いかなる法律的紛争にも政治的側面はあるとして却下し、②の抗弁についても、ニカラグアの請求訴状は要件を満たしているとして却下した¹⁰²⁾。そして、ボゴタ規約第2条及び第4条に関する③と④の抗弁についても、コンタドーラ・プロセスは第3国の介入によるもので、ボゴタ規約第2条の規定する「通例の外交手続による直接交渉」には該当せず、さらに、コンタドーラ・プロセスは、本件提訴時点ではボゴタ規約第4条の意味で「終了」していたため、本件提訴後に新たな措置が取られたことは関係ない、としてこれらの抗弁を却下した¹⁰³⁾。

以上、全員一致で裁判所の管轄権と請求の受理可能性を認めた。なお、本件はその後、裁判所外で解決したためニカラグアは訴えを取り下げ、1992年5月27日の命令によって、裁判所は本件を総件名簿から削除した¹⁰⁴⁾。

100) *Ibid.*, pp. 82-88, paras.28-41.

101) *Ibid.*, pp. 88-90, paras.42-48.

102) *Ibid.*, pp. 90-92, paras.49-57.

103) *Ibid.*, pp. 92-107, paras.58-98.

104) Radiation du rôle, Ordonnance du 27 mai 1992, *C.I.J.Recueil* 1992, p. 222.

(2) 領土・海洋紛争（ニカラグア対コロンビア）¹⁰⁵⁾

本件は、独立以前から争っていたカリブ海におけるコロンビアとの島の領有と海洋境界画定の問題に関して、2001年12月6日、ニカラグアがコロンビアを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、ニカラグアは、ボゴタ規約第31条と両国の選択条項受諾宣言を挙げている。

それに対して、コロンビアは先決的抗弁を提起した。それは主に2つに分けることができ、①ボゴタ規約、特に第34条及び第6条により、裁判所はボゴタ規約第31条にもとづく管轄権を有さない、②ICJ規程第36条2項にもとづく選択条項受諾宣言についても裁判所は本件の管轄権を有さない、というものであった。つまり、まず、コロンビアは、両国間の領域に関する1928年条約及び同条約の批准交換書である1930年議定書により当該紛争はすでに解決しているためボゴタ規約における管轄権は存在しないと主張し、次に、1932年のコロンビアの選択条項受諾宣言には、「宣言日（1932年1月6日）以後の事実によって生じた紛争のみに適用される」という留保が付されており、さらに、ニカラグアによる本件提訴前日の12月5日にコロンビアは選択条項受諾宣言の即時撤回を事務総長に通知しているため¹⁰⁶⁾、選択条項受諾宣言においても管轄権は存在しない、と主張するのである。

裁判所は、2007年12月13日に先決的抗弁に関する判決を下した。

まず、①の抗弁について、裁判所は先決的段階でもある程度本案の内容に踏みこめるので、本抗弁はこの段階で審理可能とした¹⁰⁷⁾。そのうえで、ボゴタ規約第6条に関して、1928年条約が1948年のボゴタ規約締結時点で有効であったかどうかにつき審理した。ニカラグアは、1928年条約はニカラグア憲法に違反し、米国によって強制的に締結された条約であるため無効であると主張したが、ニカラグアは同規約批准の段階でこの点について留保を付しておらず、無効を主張したのは1980年以降であった。また、ニカラグアは、1969年のコロンビアによる

105) *Différend territorial et maritime* (Nicaragua c. Colombie), Exception préliminaires, Arrêt du 13 décembre 2007.

106) *I.C.J. Yearbook 2001-2002*, p. 117.

107) Arrêt du 13 décembre 2007, *Différend territorial et maritime*, paras.45-52.

重大な条約違反により本条約が終了したと主張するが、ボゴタ規約第6条は、1948年のボゴタ規約締結時で有効か否かを問題としており、当時1928年条約は有効であったと裁判所は判断した¹⁰⁸⁾。そのうえで、1928年条約及び1930年議定書は本紛争を解決したか否かを審理した。1928年条約第1条にて、サン・アンドレス群島の3つの島に対してコロンビアが主権を有すると明記していることから、ボゴタ規約第6条の規定にしたがい紛争は終了していると判断できるため、裁判所には管轄権がないとした。しかし、それ以外の領有問題、海洋境界画定問題については、2つの条約は明記していないので、ボゴタ規約第6条の意味での紛争は解決していないため、裁判所は管轄権があると判断した¹⁰⁹⁾。

次に、②の抗弁について、まず上述の国境の武力行動事件と同様に、ボゴタ規約と選択条項受諾宣言は、裁判所の管轄権の別個の基礎となると述べた。したがって、ボゴタ規約第6条の制限と類似の留保を当事国は付していないため、選択条項受諾宣言にもとづく管轄権には第6条の制限は適用できないと指摘した。しかし、3島に関して、ボゴタ規約にもとづき紛争の終結を宣言したため、それらに関しては、現存する「法律的紛争」が存在しないため、選択条項受諾宣言についても管轄権を有さないと判断した。そして、その他の問題については管轄権がボゴタ規約により確立しているので、審理不要と結論付けた¹¹⁰⁾。

最後に、主文として、サン・アンドレス群島の3島に関して、13対4で①の抗弁を認容、14対3で②の抗弁を認容し、管轄権がないとした。それ以外の領有問題、海洋境界画定問題については、全員一致で①の抗弁を却下し、16対1で②の抗弁を審理する必要はないとした。そして、全員一致で、ボゴタ規約第31条にもとづき、3島以外の領有問題と海洋境界画定紛争について裁判所の管轄権があるとした。

その後、本件は本案段階に移行し、現在係属中である。

108) *Ibid.*, paras.60-82.

109) *Ibid.*, paras.86-120.

110) *Ibid.*, paras.121-140.

2. 管轄権が争われなかった事件

また、ボゴタ規約にもとづきICJに提訴され、本案判決が下され事件は終結したが、特に管轄権が争われなかった事件が2件ある。

(1) カリブ海における領土・海洋紛争事件（ニカラグア対ホンジュラス）¹¹¹⁾

本件は、1999年12月8日、カリブ海におけるホンジュラスとの境界画定を求めて、ニカラグアがホンジュラスを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、ニカラグアはボゴタ規約第31条と両国の選択条項受諾宣言を挙げているが、管轄権の争いは特になかった。なお、両国ともに選択条項受諾宣言を行っていたが、上述のようにホンジュラスは1986年5月22日に留保を付しており、その中で、領域問題に関する紛争、接続水域・排他的経済水域・大陸棚の法的地位や限界に関する主権・管轄権に関する紛争も除外していた¹¹²⁾。しかし、答弁書の中で、ホンジュラスはICJが本問題を解決することを歓迎しており¹¹³⁾、管轄権に関する異議を唱えなかった。2007年10月8日に本案判決が下され、裁判所は、ホンジュラスの新たな請求も受理可能であると認めたとうえで、問題となっている海洋における4つの小島はホンジュラスの主権下にあると決定し、さらに両国間の海洋境界を画定した。

(2) 航行及び関連する権利に関する紛争事件（コスタリカ対ニカラグア）¹¹⁴⁾

本件は、2005年9月29日、サン・フアン川におけるコスタリカ国籍船の航行とそれに関する権利をニカラグアが妨害しているとして、コスタリカがニカラグアを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、コスタリカは両国の選択条項受諾宣言と両国間の2002年9月26日のトバル・カルデラ (Tovar-Caldera) 協定を挙げ、さらにボゴタ規約第31条を挙げている¹¹⁵⁾。

111) *Case concerning Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea* (Nicaragua v. Honduras), Judgment of 8 October 2007.

112) *I.C.J. Yearbook 1985-1986*, p. 71.

113) Counter-Memorial of the Republic of Honduras, 21 March 2002, *Case concerning Territorial and Maritime Dispute between Nicaragua and Honduras in the Caribbean Sea*, p. 1.

114) *Case concerning the Dispute regarding Navigational and Related Rights* (Costa Rica v. Nicaragua), Judgment of 13 July 2009.

115) Application Instituting Proceedings of Costa Rica, 29 September 2005, *Case concerning the Dispute regarding Navigational and Related Rights*, p. 8.

本件の管轄権認定経緯は若干複雑である。なぜなら、そもそもコスタリカとニカラグアは共に特段の留保を付さずに選択条項受諾宣言を行っていたが、ニカラグアは、2001年10月24日付で、1901年12月31日以前に署名・批准された条約もしくは仲裁裁定の解釈に関する紛争を除外する旨の留保を追加したからである¹¹⁶⁾。しかし、本件の主要な争点の1つは、1858年4月15日に両国間で締結された境界条約の規定内容及び同条約の正当性に関するクリーブランド米国大統領による1888年の仲裁裁定の正当性であった。したがって、コスタリカによると、ニカラグアが新たに付した留保は明らかに本紛争をICJ管轄権から除外するものであり¹¹⁷⁾、2002年1月9日、コスタリカ政府は国連事務総長に同留保に対する正式な抗議を通告していた¹¹⁸⁾。また、同様の理由によって、本件はボゴタ規約第6条の適用も疑われていた¹¹⁹⁾。両当事国は協議の結果、2002年9月26日にトバル・カルデラ協定に署名し、ニカラグアは選択条項受諾宣言に関する留保を3年間猶予し、コスタリカは両国間で現在有効な条約または協定に関する問題に関してICJやその他の機関に付託しないことに合意した¹²⁰⁾。しかし、その後の交渉で合意に至らなかったため、3年間の猶予期間が過ぎた2005年9月29日にコスタリカはICJに提訴した¹²¹⁾。しかし、答弁書において、ニカラグアは本件の管轄権に関して争わないことを述べたため¹²²⁾、2009年7月13日、裁判所は、管轄権審理を行わずに本案判決を下し、両国の航行権などについて判断を下したのである。

3. その他の事件

(1) 付託されたばかりの事件

2008年以降にICJに付託され、管轄権の有無の問題は未だに顕在化していない

116) *I.C.J. Yearbook 2001-2002*, p. 146.

117) CR2009/2, p. 28, para. 16 (Mr. Ugalde).

118) *I.C.J. Yearbook 2001-2002*, p. 146.

119) ただし、ニカラグアは、ボゴタ規約署名時、仲裁裁定の効力を争う国際法上の権利を留保している。

120) Judgment of 13 July 2009, *Case concerning the Dispute regarding Navigational and Related Rights*, para. 27.

121) *Ibid.*, para. 28.

122) Counter-Memorial of the Republic of Nicaragua, 27 May 2007, *Case concerning the Dispute regarding Navigational and Related Rights*, pp. 1-2.

係属中の事件としては、以下の2件がある。

まず、ペルー対チリの海洋紛争¹²³⁾は、2008年1月16日、両国間の太平洋上の海洋境界画定を求めて、ペルーがチリを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、ペルーはボゴタ規約第31条を挙げている¹²⁴⁾。なお、ペルーは2003年7月7日にICJ規程第36条2項にもとづき選択条項受諾宣言を行ったが¹²⁵⁾、チリは宣言国ではない。

次に、エクアドル対コロンビアの空中除草剤散布事件¹²⁶⁾がある。本件は、2008年3月31日、2000年以降両国間の国境付近におけるコロンビアによる有毒な除草剤散布によって自国民および国内の農作物・自然環境に損害を被ったとして、エクアドルがコロンビアを相手取り、一方的に提訴した事件である。管轄権の基礎として、エクアドルはボゴタ規約第31条と1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約第32条を挙げている¹²⁷⁾。なお、エクアドルは、2008年3月3日にボゴタ規約を批准して同月にICJに訴訟を持ち込んだ。

これらの事件ではまだ請求訴状以外の文書が公開されておらず、今後の手続を待つしかないが、請求訴状をみるかぎりボゴタ規約による管轄権が認められる可能性が高いだろう。

(2) ボゴタ規約にもとづかなかった事件

たしかに、ボゴタ規約は、1986年に初めて正式にICJの管轄権の基礎として援用されたが、それまでにボゴタ規約は決して締約国に無視されてきたわけではない。ボゴタ規約締約国間の紛争であるにもかかわらず、ボゴタ規約以外の法的根拠にもとづきICJに付託した事件はこれまでに2件しかない¹²⁸⁾。

まず、ホンジュラス対ニカラグアのスペイン国王仲裁裁定事件¹²⁹⁾では、ICJへの付託を約束した1957年7月21日ワシントン協定及び両国の選択条項受諾宣言にもとづき、ホンジュラスがニカラグアを相手取り、一方的に提訴した。しかし、

123) *Maritime Dispute* (Peru v. Chile).

124) Application Instituting Proceedings of Peru, 16 January 2008, *Maritime Dispute*, pp. 2-4.

125) *I.C.J. Yearbook 2003-2004*, p. 130.

126) *Case concerning Aerial Herbicide Spraying* (Ecuador v. Colombia).

127) Application Instituting Proceedings of Ecuador, 31 March 2008, *Case concerning Aerial Herbicide Spraying*, pp. 7-8.

ワシントン協定の中には、「ボゴタ規約にもとづき」ICJに付託すると明記されており¹³⁰⁾、ICJにおけるホンジュラスの抗弁書にはボゴタ規約が添付されていた¹³¹⁾。ただし、本件は1906年12月23日にスペイン国王（アルファンソ13世）が下した仲裁裁定の無効をニカラグアが主張したことが原因であったため、ボゴタ規約を援用した場合、規約第6条の適用の可否も問題となる可能性があった¹³²⁾。

もう1つの事件が、エルサルバドルとホンジュラスが共同で付託しニカラグアが訴訟参加した陸・島・海洋境界紛争¹³³⁾である。本紛争に関しては、1973年、ホンジュラス外相がボゴタ規約の適用を提言したが、同年11月24日エルサルバドルはボゴタ規約の廃棄通告をし、同日に新たなICJ選択条項受諾宣言を行った¹³⁴⁾。ただし、この宣言には、境界画定や島や湾の地位といった領土問題に関する紛争への適用を除外する留保が付されており、上述したようにホンジュラスも、1986年の選択条項受諾宣言によってこのような紛争に対して留保を付していた。結果、米州機構による長期にわたる仲介の結果、付託協定を締結し、1989年、ICJへ付託したのである¹³⁵⁾。

以上、これら2つの事件ではボゴタ規約に直接もとづいてICJに付託したわけ

128) 庇護事件及びアヤ・デ・ラ・トーレ事件は、コロンビアとペルーというボゴタ規約の現締約国間の事件であるが、コロンビアは1968年10月14日、ペルーは1957年2月28日と事件後にボゴタ規約を批准しているため、当時は締約国ではなかった。本件の管轄権は、付託協定にもとづいている。*Affaire du Droit d'asile* (Colombie/Pérou), Arrêt du 20 novembre 1950, *C.I.J.Recueil 1950*, p. 266; *Affaire Haya de la Torre* (Colombie/Pérou), Arrêt du 13 juin 1951, *C.I.J.Recueil 1951*, p. 71.

129) *Case concerning the Arbitral Award made by the King of Spain on 23 December 1906* (Honduras v. Nicaragua), Judgment of 18 November 1960, *I.C.J. Reports 1960*, p. 191.

130) Annexe à la Requête soumis par le Gouvernement de la République du Honduras (n° III), *I.C.J. Pleadings, Case concerning the Arbitral Award made by the King of Spain on 23 December 1906* (Honduras v. Nicaragua), vol. I, p. 27. *See also* Valencia-Ospina, *supra* note 5, p. 313.

131) Annexe à la Réplique soumis par le Gouvernement de la République du Honduras, *ibid.*, p. 546.

132) *Voir* Mémoire soumis par le Gouvernement de la République du Honduras, *ibid.*, p.61. ただし、上述のように、ニカラグアは、ボゴタ規約署名時に、仲裁裁定の効力を争う国際法上の権利を留保している。

133) *Land, Island, Maritime Frontier Dispute* (El Salvador/Honduras; Nicaragua intervening), Judgment of 11 September 1992, *I.C.J. Reports 1992*, p. 3.

134) *I.C.J. Yearbook 1973-1974*, pp. 56-58.

135) Valencia-Ospina, *supra* note 5, pp. 316-318.

ではないが、ICJへの付託を定めるボゴタ規約を意識して当事国間で交渉を行い、結果として違う文書を基礎としてICJに付託されたことがわかる。つまり、ボゴタ規約は、ボゴタ規約締約国間においてICJに訴訟を持ち込む際には常に意識されていたのである。

V 若干の考察

1. ICJが下した結論

ボゴタ規約に関する管轄権が争われた2件においてICJが下した結論を、少数意見における主張や学説を踏まえながら検討したい。

(1) ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権

ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権の設定について、国境の武力行動事件と領土・海洋紛争における裁判所の判断は一貫している。

まず、ボゴタ第31条の法的性質について、裁判所は、両方の事件において、ICJの選択条項制度とは別の独自の管轄権の基礎となとした。この点に関して国境の武力行動事件で詳細に検討されたが、裁判所によると、規約第31条にもとづく管轄権は、事項的 (*ratione materiae*) には同条に定められた紛争に及び、人的 (*ratione personae*) には規約締約国である米州諸国に関わり、時間的 (*ratione temporis*) には締約国間で効力を有するかぎり有効なのである¹³⁶⁾。したがって、同規約第5条、第6条及び第7条の規定と第55条にもとづく本規約に対する留保によってのみ制限され、ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権に制限を課したい場合は、ボゴタ規約自体に留保を付さなくてはならない¹³⁷⁾。よって、ボゴタ規約第31条にもとづく管轄権の審理の際に、選択条項受諾宣言の留保の影響を考慮する必要はないと判断したのである。なお、この事件における被告であるホンジュラスは、訴訟の最初の段階で、ボゴタ規約第31条は別個にICJ規程第36条2項の選択条項の受諾を義務化したものであると主張し、その後の口頭弁論段階になって、規約第31条は選択条項受諾の「集会的宣言」であると主張したが、裁判所は、集会的宣言であるか否かは問題ではないとしつつも、ホンジュラスのいずれの主

136) *C.I.J. Recueil 1988*, p. 84, para. 34.

137) *Ibid.*, pp. 84-85, para. 35.

張もボゴタ規約の文言と両立しないとされた¹³⁸⁾。したがって、「Ⅲ 2. ボゴタ規約の評価」で紹介した色摩や川島の解釈は実質的に否定されたことになるだろう。他方、ニカラグアは、規約第31条はICJ規程第36条1項における「現行諸条約」であると主張したが、裁判所はこの主張も明言して認めてはいない¹³⁹⁾。

次に、ボゴタ規約第31条と第32条の関係において、国境の武力行動事件にて、裁判所は、第31条と第32条は一括して読むべきであるというホンジュラスの主張をしりぞけ、第31条と第32条は別個の基礎となると確認した。裁判所は、「第32条は、第31条と異なり、裁判所がICJ規程第36条1項によって有する管轄権に明確に言及している。第32条の唯一の目的が、規程第36条2項にしたがって、第31条の下で与えられた宣言によりすでに与えられた管轄権を基礎として紛争を付託する場合の手続的条件を定めるものであるなら、この言及は理解することが困難となる」¹⁴⁰⁾とし、「第31条と第32条は、裁判所へ出訴することのできる2つの異なる経路を設定している。前者は、裁判所へ直接に提訴される事件に関するものであり、後者は、最初に調停に訴えるものである」¹⁴¹⁾と述べた。したがって、ボゴタ規約第32条は第31条にもとづくICJ管轄権の条件となると主張したLlerasやR.-J.Dupuy、田岡などの解釈は否定されたことになる。つまり、裁判所は、ボゴタ規約には、ICJへの付託方法として第31条によるものと第32条によるものの2つの手段があることを確認したのである。ただし、これまでにボゴタ規約第32条にもとづき付託された事件はなく、国境の武力行動事件でも裁判所は、本件は規約第32条にもとづき付託された事件ではないとして、この点について詳しくは述べなかった¹⁴²⁾。したがって、第32条の具体的な適用範囲は不明である。

138) *Ibid.*, pp. 84-85, para. 34-36. ただし、Shahabuddeen裁判官は、ボゴタ規約第31条における選択条項の集団的受諾の可能性を指摘している。Separate Opinion of Judge Shahabuddeen, *ibid.*, p. 140. この点に関して、杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 国境の武力行動事件(管轄権)(判決・1988年)」『国際法外交雑誌』第89巻5号(1991年)53-54頁も参照。

139) 同上、54頁。

140) *C.I.J. Recueil 1988*, p. 89, para. 45.

141) *Ibid.*, pp. 89-90, para. 47.

142) *Idem.*

なお、同事件に付した個別意見の中で、小田裁判官は、LlerasやInter-American Institute of International Legal Studiesによる解釈を引用し、米州機構の公式あるいは準公式文書がなぜ裁判所と異なる解釈をしているのか、と裁判所の結論を批判した¹⁴³⁾。また、小田裁判官は、非法律的紛争は調停あるいは仲裁裁判に付託すると定める1949年改正議定書や1957年欧州条約の規定と比較したうえで、非法律的紛争に対してもICJ管轄権が適用しうるボゴタ規約第32条のように広範な義務を与える裁判条約は他にないため、第32条は第31条の前提条件とも考えられるとし、ボゴタ規約の起草過程をみても、米州諸国が裁判所に何を望んでいたか謎であると疑問を呈している¹⁴⁴⁾。

このように、結論として、第31条と第32条に関する採択当初の学説を振り返ってみると、裁判所の解釈と厳密に一致する意見はないだろう。裁判所は、これらを合わせたうえで、もっとも広範に裁判所の管轄権を認める方法を探っているようにみえる。

最後に、ボゴタ規約第34条についてである。ボゴタ規約第34条によると、規約第5条、第6条及び第7条において管轄権がないと判断された場合、紛争は終了と宣言されるが、これまでのところ3つの規定のうち第6条の解釈のみがICJで争われた。領土・海洋紛争では、ボゴタ規約第6条にもとづく「既に解決された事項」「規律される事項」とはどのような事項にまで適用されるのかが問題となったのだが、裁判所は本件で対象となっている当該条約に明記されてあることしか及ばないと判断した¹⁴⁵⁾。つまり、当該条約が有効であるかぎり、明らかに問題が解決されていると判断されるものしか「解決された」「規律される」とはみなさないと判断したのである。ただし、ここでの管轄権の否定は、「既に解決された」という点で、前向きな管轄権否定であり、通常の場合の管轄権否定とは

143) Separate Opinion of Judge Oda, *ibid.*, pp. 110-111. ただし、Buffet-Tchakaloffによれば、2つの条文は別個であるというニカラグアの主張を裏付ける文書もスペイン語圏のものにはあったという。Buffet-Tchakaloff, M.-F., « La compétence de la Cour internationale de Justice dans l'affaire des Actions frontalières et transfrontalières (Nicaragua-Honduras) », *Revue générale de droit international public*, tome 93(1989), pp. 648-649.

144) Separate Opinion of Judge Oda, *ibid.*, pp. 112-124. このように小田裁判官の意見は、実質的に反対意見に近い内容となっている。ただし、杉原は、条約の文言が明確なのに、起草過程に大きく依拠するのは疑問としている。杉原「前掲論文」(注138) 55-56頁。

異なる。裁判所自身も、当該3島はコロンビアに属すると明言している¹⁴⁶⁾、ICJに管轄権はなかったものの実質的に紛争を処理したからである。ただし、解決されたか否かというのは本来本案の問題であるにもかかわらず、ボゴタ規約内では管轄権の問題にもなってしまうため、管轄権と本案の問題の間で混乱が生じてしまうという指摘もある¹⁴⁷⁾。

(2) ボゴタ規約と選択条項受諾宣言の関係

ボゴタ規約にもとづくICJ管轄権が争われた2つの事件では、同時に選択条項受諾宣言も管轄権の基礎として援用されていたため、結果として、両者の関係も裁判所によって検討されることになった。

ボゴタ規約と選択条項受諾宣言の関係に関しては、上述したように、それぞれ管轄権の別個の基礎となると確認された。したがって、ICJに訴訟が持ち込まれる直前に選択条項受諾宣言の留保を修正あるいは宣言の撤回をしたとしても、このような行為はボゴタ規約の管轄権には影響しないのである。つまり、1957年欧州条約は第35条4項にて選択条項受諾宣言の留保が同条約にもとづくICJ管轄権に対する制限となると規定しているが、そのような規定を有さないボゴタ規約においては影響を与えないのである。

ただし、領土・海洋紛争において、裁判所は、ボゴタ規約第6条により解決されたと判断された事項に対しては、現存する「法律的紛争」がもはや存在しない

145) なお、本件で問題となった1928年条約に関してニカラグアは無効を主張していたが、裁判所は先決的抗弁段階にもかかわらずかなり踏み込んで審理をし、同条約の有効性を認めた。一部の裁判官は、少数意見において、1928年条約の有効性が関係する①の抗弁はもっぱら先決的な性質を有するものではないと宣言するべきであったと述べている。Dissenting Opinion of Vice-President Al-Khasawner, *Différend territorial et maritime*, paras.1-17; Opinion individuelle de M. le juge Ranjeva, *ibid.*, paras.10-11; Opinion individuelle de M. le juge Abraham, *ibid.*, paras.12-49; Opinion dissidente de M. le juge Benmouna, *ibid.*, pp. 1-6. また、Tomka裁判官は、1928年条約が強制による条約であり無効というならば、1929年に行われたニカラグアの選択条項受諾宣言も無効となるので、ICJにおけるこれまでのニカラグアの主張と矛盾するので受け入れられないと批判し、さらに、1928年条約の有効性の審理の際には、米国の強制の有無を審理することになるので、第三国である米国の同意抜きに管轄権を有することはできない、と述べている。Declaration of Judge Tomka, *ibid.*, paras.10-13.

146) Arrêt du 13 décembre 2007, *ibid.*, para. 138.

147) Opinion individuelle de M. le juge Abraham, *ibid.*, paras. 9-10.

ということなので、選択条項受諾宣言においても裁判所は管轄権を有さないと判断した¹⁴⁸⁾。つまり、ボゴタ規約第34条にもとづき紛争が終了したと判断された場合、管轄権の別個の基礎である選択条項受諾宣言にもとづいても管轄権が存在しえないとしたのである。なお、管轄権段階でICJ規程第36条2項の選択条項受諾宣言における「法律的紛争」の存在が否定されたのは本件が初めてである¹⁴⁹⁾。しかし、裁判所のこのような解釈は、PCIJ時代のベルギー対ブルガリアのソフィア電気会社事件¹⁵⁰⁾以来、管轄権の基礎が異なる場合はそれぞれ個別に判断するという先例とは異なる解釈を示しているのではないだろうか¹⁵¹⁾。本件における裁判所と同様に、ニカラグアも、同事件を引用し、ボゴタ規約と選択条項受諾宣言は相互補完的に管轄権の基礎となると主張した。つまり、ニカラグアの主張ではボゴタ規約第34条にもとづき紛争が終結したと宣言されてもそれはボゴタ規約の枠内のみに及ぶのであって、選択条項受諾宣言下の管轄権には影響を与えないというのである¹⁵²⁾。

この点に関して、いくつか少数意見が付された。たとえば、Simma裁判官は、ボゴタ規約による紛争の不在によって選択条項受諾宣言でも紛争がないとする結論は誤りであり、選択条項受諾宣言にもとづき管轄権があるか否かも審理するべきであったという¹⁵³⁾。また、Bennouna裁判官は、裁判所はこれまで法律上の論点に関する当事者間の不一致の存在を確認することで、柔軟に紛争の定義を解釈してきたにもかかわらず、ボゴタ規約という別個の条約を援用することで紛争の存在を否定したことは理解できない¹⁵⁴⁾、と判決を批判している。ニカラグア指名のGaja特任裁判官も、ニカラグアの申述書をみるかぎり、3つの島の主権に関して2国間に紛争が存在すると主張している¹⁵⁵⁾。そして、Abraham裁判官は、

148) Arrêt du 13 décembre 2007, *ibid.*, paras. 138-140.

149) See Dissenting Opinion of Vice-President Al-Khasawneh, *ibid.*, para. 19.

150) *Affaire de la Compagnie d'électricité de Sofia et de Bulgarie* (Belgique c. Bulgarie), Exceptions préliminaires, Arrêt du 4 avril 1939, *C.P.J.I. Série A/B*, n° 77.

151) 管轄権の基礎の複合的存在に関する先例については、杉原『前掲書』(注2) 129-130頁参照。

152) Arrêt du 13 décembre 2007, *Différend territorial et maritime*, paras. 129-130.

153) Declaration of Judge Simma, *ibid.*, p. 3.

154) Opinion dissidente de M. le juge Bennouna, *ibid.*, pp. 7-9. Voir aussi Opinion individuelle de M. le juge Ranjeva, *ibid.*, paras. 13-14.

1928年条約が解決したのは当時の紛争であって、ニカラグアが同条約の無効ないし終了を主張したことによって存在する今日の紛争を解決したのではないとして、この問題は本案で判断するべきであったと述べている¹⁵⁶⁾。

以上、裁判所は、ボゴタ規約と選択条項受諾宣言はそれぞれ独立した管轄権の基礎となると述べている一方、ボゴタ規約第34条により紛争が終了していると決定した場合、それは「紛争の不在」ということになるため、結果として、選択条項受諾宣言にもとづく紛争も存在しえないという両者が連鎖関係にあることを認めただのである¹⁵⁷⁾。

2. 触れられなかった問題点

これまでにボゴタ規約にもとづき付託された事件において、ICJが上記のような判断を下した結果、ボゴタ規約の解釈や選択条項受諾宣言に関する論点で、判決で触れることを意図的に避けていたとみられる点がある。それを最後に取り上げたい。

(1) ボゴタ規約の問題点

まず、ボゴタ規約第31条には、「国際司法裁判所規程第36条2項に従って」という文言があるが、この文言は実質的には意味をなさないことがわかった。ボゴタ規約第31条は、ICJ規程第36条2項と内容が類似なだけであって、裁判所が明言したように、選択条項制度とは異なる枠組なのである。裁判所は明言しなかったが、第31条で問題となっていることは、多数国間条約の一規定であって国家

155) ただし、Gaja特任裁判官は、選択条項受諾宣言にもとづく紛争の存在を認めただうえて、結局コロンビアの選択条項受諾宣言に対する時間的留保により管轄権は否定されるという。Declaration of Judge *ad hoc* Gaja, *ibid.*, p. 1.

156) Opinion individuelle de M. le juge Abraham, *ibid.*, paras.57-63. See also Dissenting Opinion of Vice-President Al-Khasawneh, *ibid.*, paras.18-19.

157) なお、Parra-Aranguren裁判官は、両当事国はボゴタ規約第31条の中で新たな選択条項受諾宣言を行ったので、ニカラグアとコロンビアの間では1929年と1937年にそれぞれ行った選択条項受諾宣言は両国間で無効となるため、管轄権の基礎として援用することはできないと主張し (Declaration of Judge Parra-Aranguren, *ibid.*, paras.1-7.)、Abraham裁判官は、ボゴタ規約の独特な規定を考慮すると、ボゴタ規約締約国間においては選択条項受諾宣言は無効となると述べている (Opinion individuelle de M. le juge Abraham, *ibid.*, para. 56.)。しかし、2つの事件の判決やそれ以外の先例を見てみると、このような解釈は難しいだろう。

の一方的宣言ではないため、当然にICJ規程第36条1項が定める「現行諸条約」の1つとみる以外ないだろう¹⁵⁸⁾。ではなぜ、裁判所は、このことを明言しなかったのだろうか。ここで着目すべきは、ICJ規程第36条1項は、「すべての事件 (all cases)」、「すべての事項 (all matters)」と規定しており、ICJ規程第36条2項は、「すべての法律的紛争 (all legal disputes)」としている点である。この2つの条文の文言の違いにより、ICJがボゴタ規約第31条をICJ規程第36条1項における「現行諸条約」の1つとみなすことで問題が発生するのであれば、ICJが明言を避けた理由とも考えられる。しかし、ICJ規程第36条1項と2項のどちらにもとづき事件が付託されても、ICJは、ICJ規程第38条2項が定める当事国の合意による際の「衡平及び善」にもとづく場合を除いて、第38条1項にもとづき「国際法に従って」裁判することに変わらないのであるから¹⁵⁹⁾、この文言に差異を見出す必要はないだろう。このように、「第36条2項に従って」という文言の意義を判断するならば、ICJはこの文言の存在理由を否定せざるをえないだろう¹⁶⁰⁾。

次に、第32条の存在意義が問題となる。ICJの解釈では、ボゴタ規約第31条と第32条はICJに対する別個の付託方法を規定していることになった。同一の条約内において同一の裁判所に関する裁判条項が2つ併存することはありえないことではないのかもしれないが¹⁶¹⁾、ボゴタ規約第31条が実質的にICJ規程第36条1項にもとづく管轄権規定であり、かつ広範な管轄権を認めるのであれば、第32条の存在意義がなくなるのではないだろうか。つまり、ボゴタ規約第31条は、調停を経るか否かにかかわらず、援用することができるのである。したがって、ICJに事件を持ち込もうとするボゴタ規約締約国が、あえてボゴタ規約第32条に依拠する必要性はないだろう。この点について、国境の武力行動事件において、

158) Jiménez de Aréchaga, *supra* note 70, p. 356; Abello Galvis, R., « Analyse de la Compétence de la Cour internationale de Justice selon le pacte de Bogotá », *Revista colombiana de derecho internacional*, n° 6 (2005), p. 421.

159) See Rosenne, *supra* note 1, p. 708.

160) なお、国境の武力行動事件において、裁判所がこの点について判断を下さなかったのは、この区別が学問的な意味しか有さないからとも考えられる。See Tomuschat, C., "Article 36," in Zimmermann, A. et al. (eds.), *The Statute of the International Court of Justice; A Commentary* (Oxford University Press, 2006), p. 619. 杉原「前掲論文」(注138) 54頁も参照。

161) 同上、54頁。

Schwebel裁判官は個別意見で、「同一条約内に2つの裁判条項が存在するが、ボゴタ規約第32条は、法律的紛争以外の紛争にも適用する」¹⁶²⁾と主張した。これは、上述した色摩やDe Waartなどの解釈と同じだろう。たしかに、非法律的紛争であってもICJに付託できるようにするという意味で第32条が設けられたのかもしれない。規約が採択された当時の国際社会では、「法律的紛争」と「非法律的（政治的）紛争」の区別に関する議論は活発だったからである¹⁶³⁾。それは、本稿で取り上げた一般議定書と1957年欧州条約が、法律的紛争はICJに、それ以外の紛争は調停あるいは仲裁裁判に付託すべきことを規定していることからわかるだろう。そして、これらの条約とは対照的に、ボゴタ規約は法律的紛争か否かを問わずに、あらゆる紛争の平和的解決を目的として成立したからである。しかし、繰り返すが、特別の合意を除いて、ICJは「国際法に従って」裁判しなくてはならないのだから、非法律的紛争に管轄権が及ぶと考えるのは不自然であろう¹⁶⁴⁾。いずれにせよ、ICJのこれまでの先例ではすべての紛争に法律的側面があるとしているため¹⁶⁵⁾、この区別は現実においてもはやそれほど重要ではないだろう。これまでにボゴタ規約第32条にもとづきICJに付託された事件はないため、ICJはこの規定の実質的内容について触れたことはない。しかし、第31条が非常に依拠しやすい条文であることが分かった以上、紛争当事国によって第32条が用いられる可能性はほとんどないだろう。

結局、ボゴタ規約はそれ自体、内的矛盾を抱えており、どのような方法で解釈しても問題点が生じてしまうのを避けられない。そうした状況の下、裁判所はもっとも問題の少ない方法を選択したように思われる。しかし、その結果として、管轄権が非常に広く認められることとなったのである。

(2) 選択条項受諾宣言の問題点

また、ボゴタ規約にもっぱら依拠した結果、裁判所は、ICJ規程第36条2項の選択条項受諾宣言にまつわる以下の問題について判断することを回避できた。

162) Separate Opinion of Judge Schwebel, *C.I.J.Recueil 1988*, p. 126.

163) 田岡『前掲書』(注14) 184-199頁参照。

164) 杉原『前掲論文』(注138) 55-56頁。

165) 杉原『前掲書』(注2) 250-252頁。

まず、国境の武力行動事件では、ニカラグアによる提訴日の約2ヶ月前にホンジュラスが選択条項受諾宣言に新たな留保を付しており、これにより軍事的またはこれに類似する行動から生じた事態でホンジュラスの領域に影響を与える紛争などを除外していた。そのため、裁判所は、選択条項受諾宣言の援用を認めると本留保の有効性に関して審理する必要があったが、裁判所はボゴタ規約のみに管轄権の基礎を置いたため、この問題を審理しなかった。この点に関して、たとえば、関野は、ボゴタ規約のみに依拠して管轄権を決定したことは極めて説得力に乏しく、本件前に問題となった対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件管轄権・受理可能性判決¹⁶⁶⁾においてニカラグアが1929年に行った選択条項受諾宣言の有効性が激しく争われたこと、ホンジュラスの新留保が本問題に適用されそうな紛争を除外していることから、裁判所はこれらの宣言の解釈に関わらずにボゴタ規約に依拠した方が問題が容易であると判断したのだろう¹⁶⁷⁾、と推測している。同様に、Rosenneも、ICJは管轄権の基礎となる文書が複数ある場合、依拠しやすい文書を選び、面倒な文書の解釈を避ける傾向があり、本件においても問題の多い選択条項受諾宣言は審理せずに、審理が容易なボゴタ規約にもとづいて管轄権を認めた¹⁶⁸⁾、と指摘している。また、杉原も、裁判所がボゴタ規約のみに依拠したことに対して、「裁判所がこの留保を考慮しなかったとは想像しえない」¹⁶⁹⁾として、当該留保の存在が裁判所の判断に影響を与えたとみなしている。このように、対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件において裁判所が提訴3日前の米国による留保追加の効果を否定し、ニカラグアの1929年の宣言の有効性を認めたことによって、裁判所の結論に不満を持った米国がその後宣言を撤回するという事態が生じていたこともあり、裁判所側の政策的考慮により、選択条項受諾宣言の解釈というデリケートな問題に踏み込むことは避けたとも考えられるのであ

166) *Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua* (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, Judgment of 24 November 1984, *I.C.J. Reports 1984*, p. 392.

167) 関野昭一「第一五節 国境の武力行動に関する事件（管轄権および請求の受理可能性）」波多野・尾崎編著『前掲書』（注34）332頁。

168) Rosenne, *supra* note 1, p. 926.

169) 杉原「前掲論文」（注138）53頁。

る¹⁷⁰⁾。

次に、領土・海洋紛争においても、ニカラグアによる提訴の前日に、コロンビアは選択条項受諾宣言の即時撤回を国連事務総長に通知していた。また、コロンビアの以前の選択条項受諾宣言には、宣言日（1932年1月6日）以後の事実から生じる紛争のみに裁判所の管轄権は制限されるという時間的留保が付されていた。しかし、裁判所は、ボゴタ規約第34条にもとづき現存する紛争が存在しないので、選択条項受諾宣言についても管轄権を有しないと判断した。したがって、コロンビアの時間的留保や撤回の効果は本件管轄権とは無関係として審理しなかった。これに対して、特にBennouna裁判官は、コロンビアの時間的留保や撤回についての審理を回避した裁判所の姿勢を批判している¹⁷¹⁾。

たしかに、選択条項受諾宣言の随時修正・即時撤回の効果として、特段の明示のない宣言には、対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件で示されたように条約法の類推により「合理的な期間」が必要となるといわれているが¹⁷²⁾、それが具体的にどの程度なのかは明確にはなっていない¹⁷³⁾。ボゴタ規約の適用が問題となった2件において回避された問題はこれに関係したため、裁判所は審理を回避するためにボゴタ規約にもっぱら依拠したとも指摘されるのである。

選択条項受諾宣言に付された留保の解釈に関しては、当事国の意思や同意を尊重する現実主義者と、司法積極主義を通して広範に発展させて解釈する理想主義者とで意見が分かれている¹⁷⁴⁾。対ニカラグア軍事的・準軍事的活動事件以降のICJ判例をみても、スペイン漁業管轄権事件¹⁷⁵⁾でも指摘されたように、ICJ

170) *Voir aussi* Buffet-Tchakaloff, *supra* note 143, pp. 646-647.

171) *Opinion dissidente de M. le juge Bennouna, Différend territorial et maritime*, p. 6.

172) 杉原『前掲書』（注2）169頁。

173) ただし、同事件で裁判所は、3日間は「合理的な期間」ではないとしている。*I.C.J. Reports 1984*, p. 420, para. 63. なお、Kolbは、「合理的な期間」とは半年から1年だろうとしている。Kolb, R., « La dénonciation ave effet immédiat de déclarations facultatives établissant la compétence de la Cour internationale de justice », in Kohen, M.G. (éd.), *La Promotion de la justice, des droits de l'homme et du règlement des conflits par le droit international, Liber Amicorum Lucius Caftisch* (Koninklijke Brill NV, 2007), pp. 882-883. 他方、「合理的な期間」を含む条約法の類推を否定し、諸国家の意思を尊重し、随時修正・即時撤回を認める意見として、小田滋「国際司法裁判所規程の選択条項における留保およびその期間—1984年のシュルツ書簡を契機として」『国際法外交雑誌』第85巻2号（1987年）29-30頁参照。

は選択条項受諾宣言の解釈に非常に消極的である¹⁷⁶⁾。現在、選択条項受諾宣言を行っている国家は、ICJ規程当事国の約3分の1にとどまっており、さらに、これまでに実に12カ国が、一度付した宣言を撤回している。このような諸国家の姿勢にかんがみて、この留保に関して裁判所の解釈が消極的となっているのだろう。留保を制限的に解釈して管轄権を積極的に認定することにより、諸国家が選択条項の受諾に躊躇したり、すでに受諾している国家が撤回するような状況が起こることを、ICJは危惧しているのではないだろうか¹⁷⁷⁾。

選択条項受諾宣言の解釈は、ICJ規程全当事国に様々な影響を及ぼす。管轄権の基礎として、ボゴタ規約にもっぱら依拠することにより、ICJはそのようなデリケートな問題を回避することができたのである。

VI おわりに

以上、検討した結果、現在ICJで多用されているボゴタ規約は、その規定内容自体に問題があり、採択当初の学説による解釈も分かれていたが、ICJは実行において、ICJ管轄権をもっとも広く解釈できる方法を採用したことがわかった。ここで、ICJの司法政策として、依拠しやすいボゴタ規約の重視、さらには、ボゴタ規約にもっぱら依拠することによる選択条項受諾宣言の解釈におけるICJの消極性をうかがい知ることができた。

そして、このように解釈が分かれていたボゴタ規約であるが、このような曖昧な規定を有する条約がなぜ容易に発足したのかというと、当時、米州諸国の多くは選択条項受諾宣言に特段の留保を付さずに受諾していたことが大きいのではないだろうか。ボゴタ規約採択時の締約国による選択条項の受諾状況¹⁷⁸⁾は、ボ

174) Orrego Vicuña, F., "The Legal Nature of the Optional Clause and the Right of a State to Withdraw a Declaration Accepting the Compulsory Jurisdiction of the International Court of Justice," in Ando *et al.* (eds.), *supra* note 31, p. 463.

175) *Fisheries Jurisdiction Case* (Spain *v.* Canada), Jurisdiction of the Court, Judgment of 4 December 1998, *I.C.J.Reports 1998*, p. 432.

176) See for example De La Fayette, L., "The Fisheries Jurisdiction Case (Spain *v.* Canada), Judgement on jurisdiction of 4 December 1998," *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 48 (1999), p. 671.

177) See Churchill, R., "Fisheries Jurisdiction Case (Spain *v.* Canada)," *Leiden Journal of International Law*, vol. 12 (1999), pp. 605-606.

ゴタ規約に署名した21カ国のうち13カ国が選択条項を受諾しており、そのうち、8カ国の宣言には特段の留保が付されていなかった。ただし、その後、各国の訴訟戦略が進化し、これらの国家も選択条項受諾宣言に詳細な留保を付すなどして、ボゴタ規約の条文解釈にも影響を与えるようになったのである¹⁷⁹⁾。

その後、米州機構の加盟国は増加し、現在、35カ国に及ぶが、そのうち、ボゴタ規約締約国は半分以下の14カ国にとどまる。しかし、ボゴタ規約は、ニカラグアの利用を契機として、他の米州諸国にも利用されるようになった。また、ボゴタ規約の批准状況にしても、署名から半世紀以上経った2008年に、エクアドルがようやく批准し、上述したように、さっそくボゴタ規約を援用してICJに訴えを提起した。さらに、ペルーは2006年2月27日にボゴタ規約に付していた広範な留保をすべて撤回している。つまり、ボゴタ規約が米州諸国に利用される可能性が現在においてもさらに高まっているのである。

このように、現実にはそぐわないのではと指摘されていたボゴタ規約が、採択当初に意図されたものと同一かどうかはともかく、今日多用されているということは、国際社会が紛争を裁判によって解決するというところに積極的になっていることの現れの1つといえるのではないだろうか。ボゴタ規約が国際法の発展に寄与していることは間違いないだろう¹⁸⁰⁾。半世紀以上前の20世紀半ばに成立した条約だが、21世紀に入り今後のICJの活動を見ていくうえで、非常に注目すべき条約である。

178) *I.C.J. Yearbook 1947-1948*, p. 127.

179) なお、現在もボゴタ規約締約国の多くが選択条項受諾宣言を付しており、ボゴタ規約締約国のうち非宣言国は、ブラジル、チリ、コロンビア及びエクアドルだけである。しかも、ブラジルとコロンビアはボゴタ規約締結時には宣言国であった。

180) Abello Galvis, *supra* note 158, p. 437.

【資料】

1. ボゴタ規約関連条文

第1章 平和的手段による紛争解決の一般的義務

第1条 締約国は、以前の国際諸条約及び諸宣言並びに国際連合憲章においてなされた各自の約束を厳粛に再確認し、紛争の解決のため武力による威嚇もしくは武力の行使又は他のいかなる強制手段をも慎むこと、及び、常に平和的手続を利用することに同意する。

第2条 締約国は、国際紛争を国際連合安全保障理事会に付託する前に、地域的な平和的手続によって解決する義務を承認する。

したがって、2以上の署名国の間に当事国が通例の外交手続による直接交渉では解決し得ないと考える紛争が生じた場合には、当事国は、本条約において定められた手続を以下の条項で規定された方法により且つその条件の下に利用し、又は、それに替えて、当事国が解決に達することを可能にすると考える特別の手続を利用することを約束する。

第3条 本条約で定められた平和的手続の順序は、当事国が各場合において最も適切と考える手続を利用してはならないこと、当事国がこれらすべての手続を利用しなければならないこと、又は、明示に規定される以外は、それらの手続のうちのいずれが他に優先することも意味するものではない。

第4条 当事国間の合意によるか又は本条約もしくは以前の協定の履行としてであるかを問わず、何らかの平和的手続が開始された後には、その手続が終了するまで他のいかなる手段も開始されてはならない。

第5条 前記の諸手続は、その性質上、国の国内管轄権内にある事項に対して適用されてはならない。紛争が国内管轄事項に関するものであるかどうかについて当事国が合意できない場合には、この先決問題は、いずれかの当事国の要請に基づいて、裁判のために国際司法裁判所に付託される。

第6条 前記の諸手続は、さらに、当事国間の取極もしくは仲裁裁定もしくは国際裁判所の判決によって既に解決された事項、又は本条約の締結時に有効な協定もしくは条

約によって規律される事項に対して適用されてはならない。

第7条 締約国は、自国民がそれぞれの国の権限ある国内裁判所にその訴えを提起する手段を利用できた場合には、自国民を保護するために外交上の申立てを行わず、又は、その目的のため紛争を国際裁判所に付託しないことを約束する。

.....

第4章 司法的手続

第31条 国際司法裁判所規程第36条2項に従って、締約国は、次の事項に関して相互の間に生ずるすべての法律的性質の紛争についての裁判所の管轄を他の米州国に対する関係において、本条約が有効である限り当然に且ついかなる特別の合意の必要もなく義務的であると認めることを宣言する。

- (a) 条約の解釈
- (b) 国際法上の問題
- (c) 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
- (d) 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲

第32条 本条約であらかじめ設定された又は当事国の合意による調停手続が解決をもたらさず、且つ、この当事国が仲裁手続に合意しない場合には、いずれの当事国も、裁判所規程第40条で定められた方法により国際司法裁判所に提訴する権利を有する。裁判所は、裁判所規程第36条1項に従って強制管轄権を有する。

第33条 裁判所が紛争に対して管轄権をもつかどうかについて当事国が合意できない場合には、裁判所自身がまずその問題を決定する。

第34条 裁判所が本条約の第5条、第6条及び第7条に掲げる理由により紛争を審理する管轄権がないと宣言した場合には、そのような紛争は終了したと宣言される。

第35条 裁判所がその他の理由により紛争を審理し判決する管轄権がないと宣言した場合には、締約国は、本条約第5章の規定に従って紛争を仲裁裁判に付託することを約束する。

第36条 本条約が規定する司法的手続に付託された紛争の場合は、判決は、全員の法廷、又は当事国が要請する場合には、裁判所規程第26条に従って特別裁判部により下されるものとする。さらに、当事国は、衡平及び善に基づく紛争の裁判に合意することができる。

第37条 裁判所が従う手続は、裁判所規程で定められた手続とする。

.....

第6章 判決の履行

第50条 一方の当事者たる締約国が国際司法裁判所の判決又は仲裁裁定によって課された義務を履行しない場合には、他方の関係当事国は、国際連合安全保障理事会に付託する前に、外務大臣協議会議を提議し司法判決又は仲裁裁定の履行を確保するための適当な措置を協定するよう求めなければならない。

.....

第8章 最終規定

.....

第53条 本条約は、締約国の間においてそれぞれの国が各自の批准書を寄託した順序に従って効力を生ずる。

第54条 本条約の署名国でないか又は本条約に留保を付したいずれの米州国も、パン・アメリカン・ユニオンに公式文書を送付することによって、本条約に加入し、又は、留保の全部もしくは一部を撤回することができる。パン・アメリカン・ユニオンは、この条約に定められた方法でそれを他の締約国に通知する。

第55条 いずれかの締約国が本条約に関して留保を付す場合には、そのような留保は、留保国との関係においては相互性を基礎にしてすべての署名国に適用される。

第56条 本条約は、無期限に効力を有する。ただし、1年の予告によって廃棄することができる。予告期間の終了後に、本条約は、廃棄国について効力を失うが、他の署名国については引き続き効力を有する。廃棄は、パン・アメリカン・ユニオンに通告され、パン・アメリカン・ユニオンは、それを他の締約国に送付する。

廃棄は、特定の通告の送付以前に開始された進行中の手続についてはいかなる効果ももたない。

.....

2. 米州機構加盟国によるボゴタ規約批准状況*

締約国	米州機構加盟国名	署名日	批准日	批准書寄託日	留保
	アンティグア・バーブーダ				
	アルゼンチン	1948年4月30日			(1)
	バハマ				
	バルバドス				
	ベリーズ				
	ボリビア	1948年4月30日			(2)
○	ブラジル	1948年4月30日	1965年11月9日	1965年11月16日	
	カナダ				
○	チリ	1948年4月30日	1967年8月21日	1974年4月15日	(3)
○	コロンビア	1948年4月30日	1968年10月14日	1968年11月6日	
○	コスタリカ	1948年4月30日	1949年4月27日	1949年5月6日	
	キューバ	1948年4月30日			
	ドミニカ国				
○	ドミニカ共和国	1948年4月30日	1950年8月4日	1950年9月12日	
○	エクアドル	1948年4月30日	2008年3月3日	2008年3月7日	(4)
※	エルサルバドル	1948年4月30日	1950年8月15日	1950年9月11日	
	グレナダ				
	グアテマラ	1948年4月30日			
	ガイアナ				
○	ハイチ	1948年4月30日	1950年8月21日	1951年3月28日	
○	ホンジュラス	1948年4月30日	1950年1月13日	1950年2月7日	
	ジャマイカ				
○	メキシコ	1948年4月30日	1948年11月23日	1948年11月23日	
○	ニカラグア	1948年4月30日	1950年6月21日	1950年7月26日	(5)
○	パナマ	1948年4月30日	1951年4月17日	1951年4月25日	
○	パラグアイ	1948年4月30日	1967年5月23日	1967年7月27日	(6)
○	ペルー	1948年4月30日	1967年2月28日	1967年5月26日	(7)
	セントキッツ・ネービス				

* <http://www.oas.org/juridico/english/signs/a-42.html> (as of 19 May 2010) を基に筆者が作成した。

	セントルシア				
	セントビンセント・グレナディーン				
	スリナム				
	トリニダード・トバゴ				
	米国	1948年4月30日			(8)
○	ウルグアイ	1948年4月30日	1955年8月17日	1955年9月1日	
	ベネズエラ	1948年4月30日			

※ エルサルバドルは、1973年11月24日に廃棄通告した。

- (1) アルゼンチンは、署名時に、①第7条、②第4章（第31条－第37条）「司法的手続、③第5章（第38条－第49条）「仲裁手続」、④第6章（第50条）「判決の履行」に関して留保を付している。
- (2) ボリビアは、署名時に、国家の重大な利益に影響を与える取極で解決された事項から生ずる紛争にも平和的手続が適用されうるとし、第6条に関して留保を付している。
- (3) チリは、批准時に、第45条に関して留保を付している。
- (4) エクアドルは、署名時に、第6条及び、国連憲章・米州機構憲章・エクアドル憲法に定められた原則・規定と一致しない規定に関して留保を付している。
- (5) ニカラグアは、署名時に、本条約のいかなる規定も、ニカラグアが国際法の諸原則にもとづきその有効性に関して異議を唱える仲裁裁定に関するニカラグアの地位を予断するものではない、という留保を付している。
- (6) パラグアイは、署名時に、国家主権に影響を与え、現行諸条約で明確に合意されていない非法律的性質の問題に関して仲裁手続を開始するには、当事国の事前の合意を前提条件とする、という留保を付している。
- (7) ペルーは、署名時に、第5条、第33条、第34条、第35条及び第45条に関して留保を付していたが、2006年2月27日にこれらの留保の撤回を通告した。
- (8) 米国は、署名時に、以下の留保を付している。①米国は、国際司法裁判所の管轄権に適切ではないと考える紛争を、裁判所に付託する義務を負わない、②仲裁手続に紛争を付託するには、紛争当事国間の特別の合意を締結しなければならない、③本条約で規定されている国際司法裁判所の管轄権を当然に且つ特別の合意なしに義務的なも

のとする米国による受諾には、付託時に有効な裁判所規程第36条4項にもとづき米国が寄託した宣言によって制限される、④米国政府は、外交的保護と救済手続完了に関する第7条を受諾することはできない。米国は、国際法によって定められる、国内救済手続完了原則を含む外交的保護の諸規則を維持する。